# 国土強靱化に資する民間の取組促進

## 施策集

内閣官房　国土強靱化推進室

平成31年4月

# 本施策集について

○本施策集は、民間主体による強靱化の取組の促進を図るため、国の各府省庁において実施される民間の取組促進施策について、施策分野やニーズごとに整理したものです。掲載されている施策を用いて実際に強靱化の取組を進めて頂くほか、施策を用いた取組手段を知る材料としても、お使いになれます。

○本施策集は、国の「国土強靱化基本計画」における１２の施策分野順に掲載されています。さらに、取組を行う民間のニーズ、所管の府省庁名、施策の内容を目次に記載しています。

**【目次の構成】**

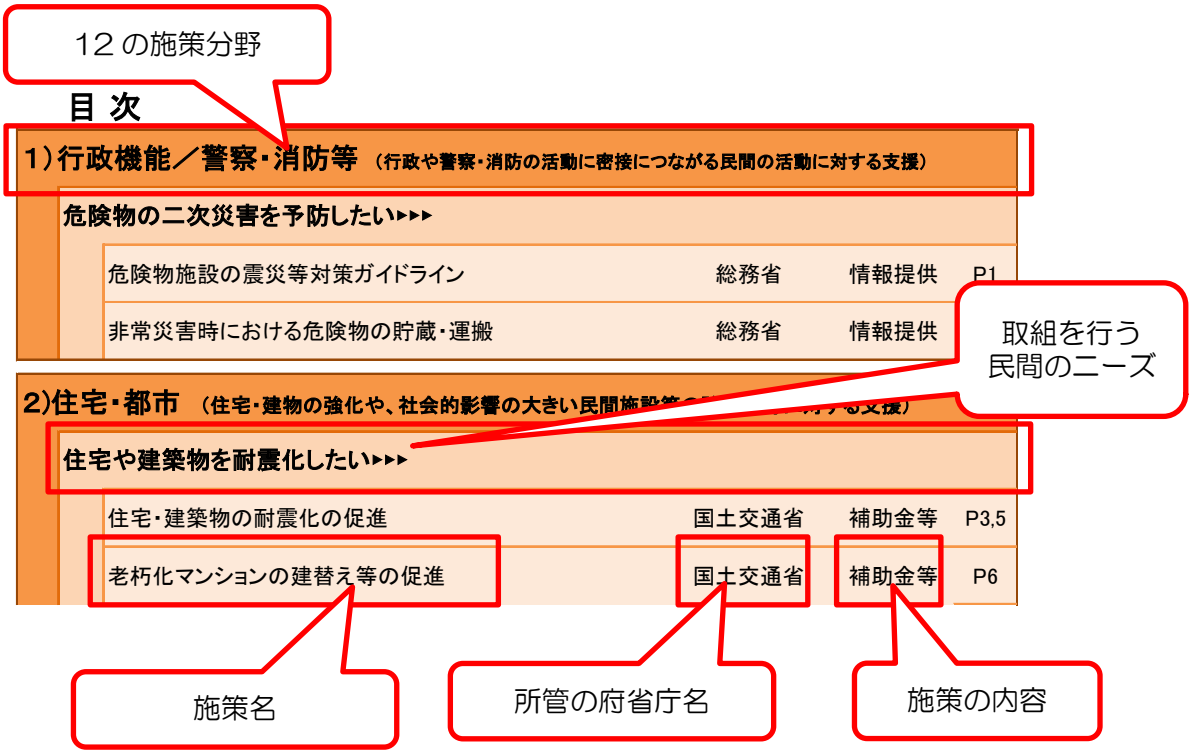


※強靱化の施策分野は１２種類ありますが、本施策集における各府省庁の施策には、５）金融、１１）環境、１２）土地利用・国土利用については該当する施策はありません。

※なお、参考として都道府県が行っている施策を紹介しており、５）金融、１１）環境、１２）土地利用・国土利用の各分野についても該当する施策が掲載されています。

○本施策集では、施策の内容を下記にて分類しています。

| 本施策集での表記 | 意味 | 備考 |
|---|---|---|
| 情報提供 | 民間で行う強靱化対策について、ガイドラインや「手引き」等の情報提供を行うものです。 | |
| 補助金等 | 民間で行う強靱化対策に係る費用について、一定額を補助するものです。 | 条件によって補助額が異なる場合もあります。 |
| 税制優遇 | 強靱化対策を行った民間主体に対して、固定資産税や事業税等を減免するものです。 | |
| 規制緩和 | 地域の強靱化に資する民間主体に対し、法律上の規制を特例として緩和するものです。 | |
| 技能提供・人材派遣 | 強靱化に取組むため、特別な技能を持った人材を派遣する等の支援を行います。 | |
| 格付け・表彰 | 地域の強靱化に資する、一定の要件を満たした民間主体に対して、格付けや表彰を行うものです。 | 左記の格付けを持つ主体への特典等がある場合もあります。 |

○本施策には、制度の趣旨や目的、内容の概略を記載しています。問い合わせ先や参考 URL も記載していますので、詳しく知りたい方はそちらにご連絡ください。

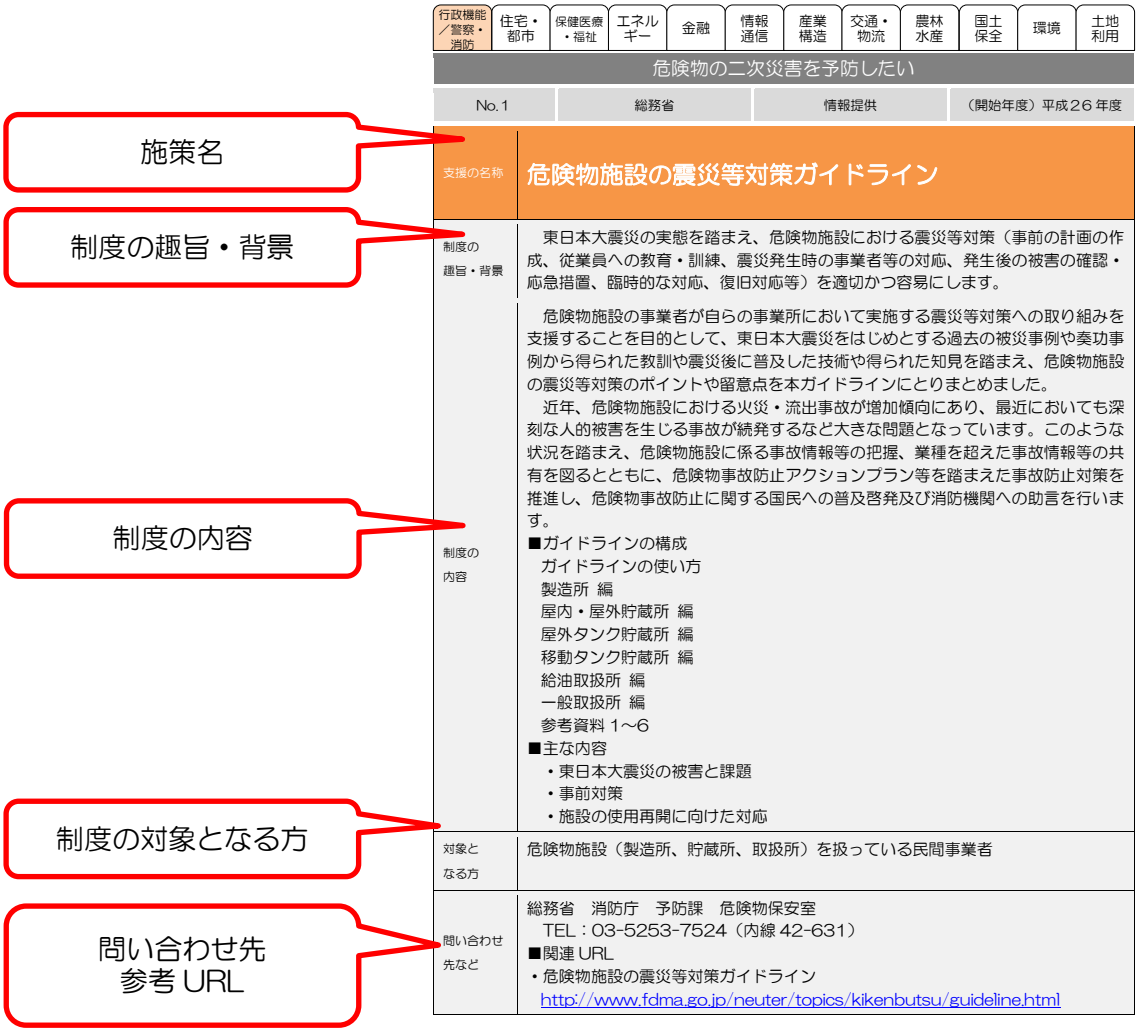


○巻末には、府省庁名や支援内容、対象となる方ごとに施策を整理した索引を設けています。

○本施策の利用にあたり、以下の点にご注意ください。

・本施策集の内容は、平成 31 年４月現在の調査結果であり、今後、変更される場合があります。

・本施策集は、民間主体の強靱化を促進する全ての取組を網羅していません。

# 目 次

## 1）行政機能／警察・消防等 （行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援）

### 危険物の二次災害を予防したい▸▸▸


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 危険物施設の震災等対策ガイドライン | 総務省 | 情報提供 | P5 |
| 2 | 非常災害時における危険物の貯蔵・運搬（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン） | 総務省 | 情報提供 | P6 |


## 2)住宅・都市 （住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援）

### 住宅や建築物を耐震化したい▸▸▸


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震対策緊急促進事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P9 |
| 4 | 住宅・建築物の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P10 |
| 5 | 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震改修促進税制（住宅・建築物）） | 国土交通省<br>内閣府 | 税制優遇 | P12 |
| 6 | 老朽化マンションの建替え等の促進 | 国土交通省 | 情報提供 | P13 |


### 密集市街地の防災性を高めたい▸▸▸


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 密集市街地の改善に向けた対策の推進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等） | 国土交通省 | 補助金等<br>税制優遇 | P15 |


### 人が集まる施設の安全を確保したい▸▸▸


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 8 | 主要駅周辺等における帰宅困難者対策（都市安全確保促進事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P17 |
| 9 | 地下街の防災対策の推進（地下街防災推進事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P18 |
| 10 | 防災性に優れた業務継続地区の構築（国際競争業務継続拠点整備事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P19 |


### 都市の防災機能の強化に貢献したい▸▸▸


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 11 | サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援（サスティナブル建築物等先導事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P20 |
| 12 | 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進（災害時拠点強靱化緊急促進事業） | 国土交通省 | 補助金等 | P22 |
| 13 | 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 | 内閣府<br>国土交通省 | 税制優遇 | P23 |
| 14 | 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 国土交通省 | 税制優遇 | P24 |
| 15 | 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置 | 国土交通省 | 税制優遇 | P25 |
| 16 | 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置 | 国土交通省 | 税制優遇 | P26 |
| 17 | 特定地域都市浸水被害対策事業 | 国土交通省 | 補助金等 | P27 |
| 18 | 都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保 | 内閣府 | その他 | P28 |

## 3）保健医療・福祉 （災害時医療の機能及びマネジメントの強化に対する支援）

### 医療・社会福祉施設を耐震化したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 19 | 社会福祉施設等の耐震化 | 厚生労働省 | 補助金等 | P33 |
| 20 | 医療施設の耐震化等 | 厚生労働省 | 補助金等 | P34 |

## 4）エネルギー （燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援）

### 石油製品の供給事業者に対する支援▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 21 | 災害対応型SSの整備及び能力強化（災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費） | 経済産業省 | 補助金等 | P39 |
| 22 | 次世代燃料供給体制構築支援事業費 | 経済産業省 | 補助金等 | P40 |
| 23 | 省エネ再エネ高度化投資促進税制 | 経済産業省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省 | 税制優遇 | P41 |

### バックアップのための燃料を確保したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 24 | 災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 | 経済産業省 | 補助金等 | P42 |

### 新たなエネルギー源を確保したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 25 | 木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業 | 農林水産省 | 補助金等 | P43 |

### 環境負荷の低いエネルギー源を確保したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 26 | コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 | 経済産業省<br>環境省 | 税制優遇 | P44 |
| 27 | 地域防災計画に避難施設等として位置づけられた民間施設への再エネ・蓄エネ等設備の導入支援 | 環境省 | 補助金等 | P45 |

## 6）情報通信 （情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援）

### 安心できるデータセンター配置をしたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 28 | 地域データセンター整備促進税制 | 総務省<br>内閣府 | 税制優遇 | P49 |

### 災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 29 | 災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク整備支援事業） | 総務省 | 補助金等 | P50 |
| 30 | 災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク災害対策促進税制） | 総務省 | 税制優遇 | P52 |
| 31 | 難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進（民放ラジオ難聴解消支援事業） | 総務省 | 補助金等 | P54 |
| 32 | 地上基幹放送ネットワークの整備を推進（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業） | 総務省 | 補助金等 | P56 |

### 人工衛星を活用した防災機能の強化を図りたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 33 | 準天頂衛星システムの開発・整備・運用 | 内閣府 | 情報提供 | P58 |

## 7）産業構造 （産業構造全般にかかる強靭化に資する取組に対する支援）

### 本社等の重要拠点を移転・分散させたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 34 | 地方拠点強化税制 | 内閣府 | 税制優遇 | P61 |

### 中小企業の災害への対策を強化したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 35 | 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置 | 経済産業省 | 税制優遇 | P62 |

## 8）交通・物流 （円滑な人流・物流を維持する施設を強靭化することに対する支援）

### 港湾の津波対策を行いたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 36 | 港湾における津波避難対策の実施（特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務（港湾）】） | 国土交通省 | 補助金等 | P67 |
| 37 | 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置 | 国土交通省<br>内閣府 | 税制優遇 | P68 |

### 港湾の防災対策を強化したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 38 | 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置 | 国土交通省 | 税制優遇 | P69 |

### 災害時に重要な道路を守りたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 39 | 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置 | 国土交通省<br>内閣府<br>総務省<br>経済産業省 | 税制優遇 | P70 |

### 港湾施設の地震対策を行いたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 40 | 護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度 | 国土交通省<br>内閣府 | 税制優遇 | P71 |

### 鉄道駅・鉄道施設を強靭化したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 41 | 鉄道施設の耐震補強（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 国土交通省<br>内閣府 | 補助金等<br>税制優遇 | P72 |
| 42 | 鉄道施設の戦略的維持管理・更新（鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 国土交通省 | 補助金等 | P73 |
| 43 | 地下駅等の浸水対策（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 国土交通省 | 補助金等 | P74 |
| 44 | 鉄道の豪雨対策（河川橋りょう、斜面） | 国土交通省 | 補助金等 | P75 |

## 9）農林水産 （国土強靭化に資する農林水産業を維持することに対する支援）

### 農業基盤を守りたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 45 | 官民連携新技術研究開発事業 | 農林水産省 | 補助金等 | P79 |
| 46 | 多面的機能支払交付金 | 農林水産省 | 補助金等 | P80 |
| 47 | 土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化 | 農林水産省 | 情報提供 | P82 |

### 山を守るための林業を活性化させたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 48 | 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策 | 農林水産省 | 補助金等 | P83 |
| 49 | 木材産業・木造建築活性化対策のうち中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進定着事業 | 農林水産省 | 補助金等 | P84 |
| 50 | 合板・製材・集成材国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策 | 農林水産省 | 補助金等 | P85 |

## 10）国土保全 （防災施設や警戒避難体制の整備等に対する支援）

### 水害から人命を守りたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 51 | 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 国土交通省<br>内閣府 | 税制優遇 | P89 |
| 52 | 高規格堤防整備事業の促進に係る特例措置 | 国土交通省 | 税制優遇 | P91 |

＜参考＞都道府県における代表的な民間支援施策

## 1）行政機能／警察・消防等 （行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援）

### 地域の防災力向上に役立ちたい▸▸▸

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金 | 徳島県 | 補助金等 | P 95 |
| 2 県原子力防災訓練 | 福島県 | その他 | P 96 |
| 3 自主防災組織リーダー育成研修 | 大阪府 | 技能提供・人材派遣 | P 97 |
| 4 地域防災力強化促進事業 | 熊本県 | 補助金等 | P 98 |

## 2)住宅・都市 （住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靭化等に対する支援）

### 安心して暮らせる住環境を整備したい▸▸▸

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 まちの防火対策支援事業 | 新潟県 | 技能提供・人材派遣 | P 99 |
| 6 みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業 | 宮城県 | 補助金等 | P 100 |
| 7 がけ地近接等危険住宅移転事業 | 山形県 | 補助金等 | P 102 |
| 8 アスベスト対策推進費 | 埼玉県 | 補助金等 | P 103 |
| 9 住宅用自立・分散型エネルギーの導入促進 | 山梨県 | 補助金等 | P 105 |
| 10 木造住宅耐震診断・改修支援事業 | 富山県 | 補助金等 | P 106 |
| 11 大規模建築物の耐震改修の補助 | 石川県 | 補助金等 | P 107 |
| 12 地域ぐるみ耐震化支援事業 | 愛知県 | 補助金等 | P 108 |
| 13 緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業 | 香川県 | 補助金等 | P 109 |
| 14 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例 | 長崎県 | 補助金等 | P 110 |
| 15 要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成 | 熊本県 | 補助金等 | P 111 |
| 16 住宅の耐震診断や改修の補助 | 石川県 | 補助金等 | P 112 |
| 17 大阪府防災力強化マンション認定制度 | 大阪府 | 格付け・表彰 | P 113 |
| 18 土砂災害危険住宅移転促進事業 | 熊本県 | 補助金等 | P 115 |

## 3）保健医療・福祉（要配慮者の防災力強化に民間が関わるための支援）

### 要配慮者施設の安全性を高めたい▸▸▸

### 災害に強い医療拠点を整備したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 災害拠点病院施設設備整備事業 | 千葉県 | 補助金等 | P 117 |
| 21 | 防災訓練等参加支援事業 | 和歌山県 | 補助金等 | P 118 |
| 22 | 南海トラフ巨大地震への対応など津波対策に必要となる医療機関の施設整備、設備整備 | 広島県 | 補助金等 | P 119 |

## 4）エネルギー （燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援）

### 再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 23 | かながわソーラーバンクシステム | 神奈川県 | 情報提供 | P 120 |
| 24 | 地域エネルギー資源活用アドバイザー派遣事業 | 奈良県 | 技能提供・人材派遣 | P 121 |
| 25 | 再生可能エネルギーの導入促進に資する融資制度 | 栃木県 | 融資・税制優遇 | P 122 |
| 26 | 再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助 | 愛媛県 | 補助金等 | P 124 |

### 災害時にも燃料供給できるよう一定量を備蓄したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 27 | 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業 | 群馬県 | 補助金等 | P 125 |

## 5）金融

### 地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 28 | 創業・成長産業推進金融対策事業 | 青森県 | 融資・税制優遇 | P 127 |

### 地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 29 | 連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催 | 京都府 | 情報提供 | P 128 |

### 中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 30 | 山梨県商工業振興資金経済変動対策融資（災害復旧関係） | 山梨県 | 融資・税制優遇 | P 129 |
| 31 | チャレンジ企業支援資金 | 愛媛県 | 融資・税制優遇 | P 131 |

## 6）情報通信 （情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援）


| | | | |
|---|---|---|---|
| **データセンターやコールセンターを分散・増設したい▸▸▸** | | | |
| 32 企業立地促進費補助金（データセンター事業、コールセンター事業） | 北海道 | 補助金等 | P 132 |
| **地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい▸▸▸** | | | |
| 33 地域づくり総合交付金（生活環境整備・地域づくり事業） | 北海道 | 補助金等 | P 133 |
| **地域の防災力向上に役立ちたい▸▸▸** | | | |
| 34 防災学習システムによる情報提供 | 愛知県 | 情報提供 | P 134 |


## 7）産業構造 （産業構造全般にかかる強靭化に資する取組に対する支援）


| | | | |
|---|---|---|---|
| **本社等の重要拠点を移転・分散させたい▸▸▸** | | | |
| 35 本社機能移転等の推進 | 山梨県 | 融資・税制優遇 | P 135 |
| **地元に貢献できる建設業を続けていきたい▸▸▸** | | | |
| 36 徳島県建設業BCP認定制度 | 徳島県 | 格付け・表彰 | P 136 |
| 37 愛媛県建設業BCP等審査 | 愛媛県 | 格付け・表彰 | P 137 |
| **地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい▸▸▸** | | | |
| 38 京都BCPの推進、京都BCP行動指針の策定 | 京都府 | 情報提供 | P 138 |
| 39 企業等のBCP策定支援、BCP勉強会・研修会への講師派遣 | 大阪府 | 技能提供・人材派遣 | P 140 |


## 8）交通・物流 （円滑な人流・物流を維持する施設を強靭化することに対する支援）


| | | | |
|---|---|---|---|
| **地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい▸▸▸** | | | |
| 40 企業立地促進費補助金（高度物流関連事業） | 北海道 | 補助金等 | P 142 |
| 41 三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金 | 岩手県 | 補助金等 | P 143 |
| 42 鉄道安全輸送設備整備費補助 | 埼玉県 | 補助金等 | P 144 |
| 43 鉄道駅舎等耐震改修事業費補助金 | 福岡県 | 補助金等 | P 145 |
| **外国人が安心して旅行できる環境を整えたい▸▸▸** | | | |
| 44 外国人旅行者の安全確保に関する取組 | 大阪府 | 情報提供 | P 146 |

## 9）農林水産 （国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援）

### 地域で自立した食料供給に貢献したい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 45 直売所（京野菜ランド）拡大・強化事業 | 京都府 | 補助金等 | P 148 |
| 46 農地等の地域資源を守る共同活動の推進（多面的機能支払交付金） | 岐阜県 | 補助金等 | P 150 |


### 災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 47 徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）の公表 | 徳島県 | 情報提供 | P 151 |
| 48 土地改良施設BCPの普及 | 静岡県 | 技能提供・人材派遣 | P 153 |
| 49 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助 | 高知県 | 補助金等 | P 154 |


## 10）国土保全 （山林、河川等と共生していくために民間が取組むための支援）

### 地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 50 火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策 | 岐阜県 | 情報提供 | P 156 |
| 51 土砂災害地域防災マップづくり | 奈良県 | 技能提供・人材派遣 | P 157 |
| 52 地域防災ワークショップの開催 | 島根県 | 技能提供・人材派遣 | P 158 |


### 森林を保全することにより防災力の向上を図りたい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 53 森林・山村多面的機能発揮対策事業 | 岩手県 | 補助金等 | P 159 |


## 11）環境

### 環境にも配慮した地域活性化を図りたい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 54 地域づくり総合交付金（生活環境整備・地域づくり事業）【再掲】 | 北海道 | 補助金等 | P 160 |


### 海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 55 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動 | 宮城県 | その他 | P 161 |


### 環境にやさしい再生可能エネルギーを導入したい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 56 再生可能エネルギーの導入促進に関する融資制度【再掲】 | 栃木県 | 融資・税制優遇 | P 162 |


### 災害時に、燃料流出による二次災害の発生を軽減したい▸▸▸


| | | | |
|---|---|---|---|
| 57 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助【再掲】 | 高知県 | 補助金等 | P 164 |

## １２）土地利用・国土利用 （地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援）

### 被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 58 | ひょうご防災特別推進員制度<br>（ひょうご安全の日推進県民会議事業） | 兵庫県 | 技能提供・<br>人材派遣 | P 166 |

### 津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい▸▸▸

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 59 | 津波浸水予測区域からの移転に伴う住宅の建築等に対する<br>市街化調整区域における開発許可の規制緩和 | 高知県 | 規制緩和 | P 167 |

# 府省庁による民間の取組促進施策

# １．行政機能／警察・消防署等

危険物の二次災害を予防したい

| No.1 | 総務省 | 情報提供 | （開始年度）平成26年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | 危険物施設の震災等対策ガイドライン |
| 制度の趣旨・背景 | 東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。 |
| 制度の内容 | 危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。<br><br>■ガイドラインの構成<br>ガイドラインの使い方<br>製造所 編<br>屋内・屋外貯蔵所 編<br>屋外タンク貯蔵所 編<br>移動タンク貯蔵所 編<br>給油取扱所 編<br>一般取扱所 編<br>参考資料 1～6<br>■主な内容<br>・東日本大震災の被害と課題<br>・事前対策<br>・施設の使用再開に向けた対応 |
| 対象となる方 | 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者 |
| 問い合わせ先など | 総務省　消防庁　予防課　危険物保安室<br>TEL：03-5253-7524（内線 42-631）<br>■関連 URL<br>・危険物施設の震災等対策ガイドライン<br>http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html |

## 危険物の二次災害を予防したい

| No.2 | 総務省 | 情報提供 | （開始年度）平成 25 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **非常災害時における危険物の貯蔵・運搬（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン）** |
| 制度の趣旨・背景 | 東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知しました。 |
| 制度の内容 | 製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に、本ガイドラインをとりまとめました。<br>■主な内容<br>1. 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策<br>1）共通対策<br>2）危険物の取扱い形態に着目した特有の対策<br>2. 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項<br>3. 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い<br>1）危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い<br>2）事前の対応<br>3）発災後の対応<br>4. その他<br>1）指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて<br>2）危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について |
| 対象となる方 | 危険物を取り扱う事業者 |
| 問い合わせ先など | 総務省　消防庁　予防課　危険物保安室<br>TEL：03-5253-7524（内線 42-631）<br>■関連 URL<br>・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて<br>http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf |

## ２．住宅・都市

## 住宅や建築物を耐震化したい

| No.3 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成25年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **住宅・建築物の耐震化の促進（耐震対策緊急促進事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・改修等を行う民間事業者等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する制度です。 |
| 制度の内容 | ■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型）<br>〇耐震診断等：国1/2（地方1/3～）<br>・平成34年度末までの措置。ただし、不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等の耐震診断については、平成27年度末までの措置。<br>〇耐震改修等：国1/3、2/5※（地方11.5%～、1/3※～）※防災拠点等<br>・平成34年度末までに補強設計に着手したものに限る<br>・通常の交付金による国費分を含む助成率<br>・上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援<br>■補助対象限度額<br>〇耐震診断<br>・延床面積1,500㎡から2,000㎡の①幼稚園・保育所、②幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物の場合：<br>延床面積×1,540円／㎡＋206万円<br>・上記以外の建築物の場合：<br>延床面積×1,030円／㎡＋308万円<br>※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することが出来ます。<br>〇耐震改修等<br>・建築物　　：延べ床面積×50,300円／㎡<br>・マンション：延べ床面積×49,300円／㎡<br>※天井を併せて改修する場合：13,400円／㎡～70,000円／㎡加算<br>設備を併せて改修する場合：6,500円／㎡（天井改修と設備改修を併せて行う場合：5,200円／㎡）加算（防災拠点に限る） |
| 対象となる方 | 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　住宅局　市街地建築課　市街地住宅整備室<br>TEL：03-5253-8111（内線39-677）<br>■関連URL<br>・建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成25年11月施行）<br>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html |

## 住宅や建築物を耐震化したい

| No.4 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成 17 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **住宅・建築物の耐震化の促進<br>（住宅・建築物安全ストック形成事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。 |
| 制度の内容 | 住宅<br>〇耐震診断：国１／３（地方１／３）<br><br>※地方公共団体は、住宅ごとに以下の「■個別支援」と「■パッケージ支援」を選択して適用することが可能<br>■個別支援<br>〇補強設計等：国１／３（地方１／３）<br>〇耐震改修等：国１１．５%、１／３※1（地方１１．５%、１／３※1）<br>※１：緊急輸送道路沿道等<br>■パッケージ支援<br>・交付対象：補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額<br>・交付額：国と地方で定額 100 万円（ただし、耐震改修工事費の８割を限度）<br>・対象となる市区町村：以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。<br>①戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組<br>②耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組<br>③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組<br>④耐震化の必要性に係る普及・啓発<br><br>建築物<br>〇耐震診断等：国１／３（地方１／３）<br>〇耐震改修等：国１１．５%、１／３※1（地方１１．５%、１／３※1）<br>※１：緊急輸送道路沿道等<br><br>ブロック塀等<br>〇耐震診断：国１／３（地方１／３）<br>〇除却、改修等：国１／３（地方１／３）<br>補助限度額は耐震診断、除却、改修等の合計事業費　80,000 円／m |
| 対象となる方 | 住宅・建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助） |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | 国土交通省　住宅局　市街地建築課　市街地住宅整備室<br>TEL：03-5253-8111（内線 39-677）<br>■関連ＵＲＬ<br>・建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行）<br>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html |

## 住宅や建築物を耐震化したい

| No.5 | 国土交通省・内閣府 | 税制優遇 | （開始年度）<br>住宅　：平成 18 年度<br>建築物：平成 26 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **住宅・建築物の耐震化の促進<br>（耐震改修促進税制（住宅・建築物））** |
| 制度の趣旨・背景 | 住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度です。 |
| 制度の内容 | **住宅**<br>・国税（所得税）<br>昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、平成 33 年 12 月 31 日までに耐震改修工事をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%を、工事年分の所得税額から控除<br>・地方税（固定資産税）<br>昭和 57 年１月１日以前から所在する住宅のうち、平成 32 年３月 31 日までに耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から１年間、固定資産税の税額を１／２減額（工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、２年間、1／2 減額）<br><br>**建築物**<br>・地方税（固定資産税）<br>耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、平成 32 年３月 31 日までに政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から２年間、固定資産税の税額を１／２減額（改修工事費の2.5%を限度） |
| 対象となる方 | 上記により住宅・建築物の耐震改修を行った者 |
| 問い合わせ先など | 【住宅について】<br>国土交通省　住宅局　住宅生産課<br>TEL：03-5253-8111（内線 39-434）<br>【建築物について】<br>国土交通省　住宅局　建築指導課<br>TEL：03-5253-8111（内線 39-543）<br><br>■関連 URL<br>・建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行）<br>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html |

## 住宅や建築物を耐震化したい

| No.6 | 国土交通省 | 情報提供 | （開始年度）平成２６年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **老朽化マンションの建替え等の促進**<br>**（改正マンション建替円滑化法の施行、「耐震性不足マンション敷地売却ガイドライン」の策定等）** |
| 制度の趣旨・背景 | 耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や建替えの際の容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法を平成２６年１２月に施行するとともに、これ併せて、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定しました（第２版として平成 30 年３月に改訂）。 |
| 制度の内容 | ■改正マンション建替円滑化法<br>・マンション敷地売却制度の創設<br>区分所有者集会における４/５以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能です。<br>・容積率の緩和特例<br>■相談窓口の設置<br>・「住まいるダイヤル」（（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）への電話相談<br>・弁護士・建築士等専門家による無料の対面相談<br>■耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン<br>耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順（基本プロセス）、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針（主にマンションの建替えが行われる場合を想定）です。<br>■優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ）<br>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。 |
| 対象となる方 | マンション建替え希望の管理組合、区分所有者、事業者 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | 国土交通省　住宅局　市街地建築課　マンション政策室<br>　TEL：03-5253-8111（内線 39-684）<br>国土交通省　住宅局　市街地建築課（優良建築物等整備事業）<br>　TEL：03-5253-8111（内線 39-655）<br>住まいるダイヤル　TEL：0570-016-100<br>■関連 URL<br>・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン<br>　http://www.mlit.go.jp/common/001229202.pdf<br><br>　– |

## 密集市街地の防災性を高めたい

| No.７ | 国土交通省 | 補助金等、税制優遇 | （開始年度）平成７年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **密集市街地の改善に向けた対策の推進**<br>**（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）　等）** |
| 制度の趣旨・背景 | 密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行います。 |
| 制度の内容 | **交付金**<br>■交付率<br>国１／３（地方１／３）　等<br>■対象となる取組<br>〇地区内の換算老朽住宅戸数が５０戸以上（重点供給地域は２５戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上の地区（概ね 1ha 以上（重点供給地域は概ね 0.5ha 以上））で行う以下の事業<br>・事業計画の作成、調査設計<br>・建替えに伴う共同施設の整備<br>・老朽建築物等の除却<br>・コミュニティ施設（集会所、子育て支援施設等）の整備<br>・防災関連施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽）の整備<br>・道路、公園、緑地、広場等の整備<br>・延焼遮断帯形成事業（道路整備と一体となって建築物の不燃化を図る事業）<br>・従前居住者用の受け皿住宅の整備（民間の場合は賃貸住宅のみ）<br>〇防災街区整備事業（密集市街地整備法にもとづく事業）<br>**融資制度**<br>住宅金融支援機のまちづくり融資（建設工事費、土地取得費の融資）　など<br>**税制**<br>防災街区整備事業について、施行者、地権者、床取得者、地区外転出者等に対し、所得税、法人税、不動産取得税等の特例措置があります。<br>**債務保証制度**<br>公益社団法人全国市街地再開発協会において、計画準備段階及び建設段階の民間金融機関からの融資について債務保証を行っています。 |
| 対象となる方 | 上記の取組みを行う民間事業者（地方公共団体からの補助）、地方公共団体 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　住宅局　市街地建築課　市街地住宅整備室<br>TEL：03-5253-8111（内線 39-676） |

# 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の概要

社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金の基幹事業

**○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う**

**【整備地区の要件】**
- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね５ha以上（重点供給地域は概ね２ha以上）
- 原則として住宅戸数密度が３０戸/ha以上の地区

**【重点整備地区の要件】**
- 重点整備地区の面積が概ね１ha以上（重点供給地域は概ね０．５ha以上）
- 地区内の換算老朽住宅戸数が５０戸以上（重点供給地域は２５戸以上）
- 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

## 地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備
コミュニティ施設の整備
（集会所、子育て支援施設等）
（交付率：1/2、1/3）

## 老朽建築物等の除却・建替え

### 老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等（交付率：1/2、1/3、2/5）

**特に整備改善が必要な密集市街地※の空き家等の除却**
**（H32年度末まで）【H30第２次補正拡充事項】**
交付率：国1/2、地方1/2（民間負担なし）
※地震時等に著しく危険な密集市街地のうち、一定の防火規制が導入された地域

### 沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

### 共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等(交付率:1/3)

### 防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等(交付率:1/3)

## 防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う

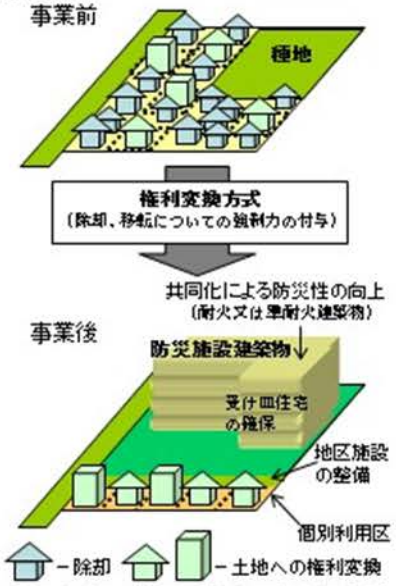


調査設計計画（権利変換計画作成を含む）
土地整備、共同施設整備（交付率：1/3）

## 事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
（交付率：通常事業に準ずる）

## 受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率:1/3、1/2、2/3）

## 人が集まる施設の安全を確保したい

| No.8 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２４年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **主要駅周辺等における帰宅困難者対策（都市安全確保促進事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。 |
| 制度の内容 | 計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。<br>■補助対象及び補助率<br>1. 都市再生安全確保計画・エリア防災計画※の作成のための協議会に対する支援、計画の作成に係る支援<br>補助率：1/2<br>2. 計画に基づくソフト事業に対する支援（退避方法や退避施設の確保等に関するルールの作成　等）<br>補助率：1/2<br>3. 計画に記載された退避施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機等の整備に対する支援（建築物の躯体工事を伴う場合を除く）<br>補助率：1/3<br><br>※都市再生安全確保計画・エリア防災計画<br>＜都市再生安全確保計画＞<br>都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画<br>＜エリア防災計画＞<br>以下の地域において帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画<br>・１日当たりの乗降客数が３０万人以上の主要駅周辺地域<br>・指定都市及び特別区内の１日当たりの乗降客数が２０万人以上の駅周辺地域<br>・中核市、施行時特例市若しくは県庁所在都市の乗降客数が最も多い駅周辺地域 |
| 対象となる方 | 市町村（特別区を含む）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人（計画素案の作成のみ対象） |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　都市局　まちづくり推進課<br>TEL：03-5253-8111（内線 32-563）<br>■関連 URL<br>・都市再生安全確保計画制度<br>http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html |

## 人が集まる施設の安全を確保したい

| No.9 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成26年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **地下街の防災対策の推進<br>（地下街防災推進事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 大規模地震発生時の避難者等の混乱状態、施設の老朽化への懸念より、地下街管理者が行う地下街の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定の支援を目的とします。 |
| 制度の内容 | 地下街の防災対策に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援します。<br>「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ地下街管理者が行う防災推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街管理者が行う防災・安全対策の取組みを支援します。<br>■補助率<br>1. 地下街防災推進計画策定費<br>補助率：1/3<br>地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用が補助対象となります。<br>2. 地下街防災推進事業費<br>補助率：1/3<br>地下街防災推進計画に基づき実施される事業に要する費用が補助対象となります。<br>〇対象事業<br>・通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る）<br>・避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）の整備<br>・防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備<br>・利用者への避難啓発活動 |
| 対象となる方 | 地下街管理会社、協議会 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　都市局　街路交通施設課<br>TEL：03-5253-8416（内線32-843）<br>■関連URL<br>・地下街の安心避難対策ガイドラインの策定について<br>http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000024.html |

## 人が集まる施設の安全を確保したい

| No.10 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２９年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **防災性に優れた業務継続地区の構築（国際競争業務継続拠点整備事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 大都市の業務中枢拠点において、災害に対する対応力の強化として、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する特定都市緊急整備地域において、災害時の業務継続機能の確保に資するエネルギーの自立化・多重化を図り、大都市の国際競争力の強化、都市の防災性向上を促進することを目的とします。 |
| 制度の内容 | 災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される「業務継続地区（BCD：Business Continuity District）」の構築のため、エネルギー導管等の整備を支援します。<br>■地域要件<br>次のすべての要件を満たす地区<br>○災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設※を含む地区<br>○特定都市再生緊急整備地域で実施される事業<br>※災害対策基本法も規定する指定公共機関の施設、災害拠点病院、一時滞在施設<br>■補助対象及び補助率<br>１）整備計画事業調査<br>○補助対象：エネルギー導管等整備計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用<br>○補助率　：１／２<br>２）エネルギー導管等整備事業<br>○補助対象：都市再生安全確保計画に位置付けられる事業の内、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用<br>○補助率　：２／５ |
| 対象となる方 | １）地方公共団体、法律に基づく協議会<br>２）地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会、民間事業者等 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　都市局　市街地整備課<br>TEL：03-5253-8412（内線 32-738）<br>■関連 URL<br>・国際競争業務継続拠点整備事業<br>http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000045.html |

## 都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.11 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２７年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **サステナブルな社会の形成を目指す<br>リーディング・プロジェクトへの支援<br>（サステナブル建築物等先導事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 住宅・建築物の省エネ・省 CO2 や木造化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディング・プロジェクトに対し支援します。 |
| 制度の内容 | 住宅・建築物の省エネ・省 CO2 や木造化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性等に寄与する先導的な技術が導入されるプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択します。<br><br>■補助率<br>・先導的な省エネ・省 CO2 技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（省 CO2 先導型）<br>補助率：１／２<br>（但し、５億円以内の額であって、かつ、新築のプロジェクトについては総事業費の 5%以内の額を上限）<br>・先導的な木造化技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（木造先導型）<br>補助率：１／２、定額<br>（但し、補助対象となる部分の建設工事費全体の 15%又は５億円のうちいずれか少ない金額を上限とし、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備については３千万円を上限）<br>・地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による先導的な低炭素化技術を導入するプロジェクトに対する支援（気候風土適応型）<br>補助率：１／２<br>（但し、建築工事費全体の 10%以内又は戸あたり 100 万円のうちいずれか少ない金額を上限）<br>・IoT 技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行うプロジェクトに対する支援（次世代住宅型）<br>補助率：１／２<br>（但し、５億円を上限） |

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | 下記の取組みを行う民間事業者<br>①省 CO2 先導型：住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修などにおいて、省 CO2 の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者<br>②木造先導型：建築物における木造化の推進に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定された事業を行う者<br>③気候風土適応型：地域の気候風土に応じた木造住宅の新築において、建築技術・工夫による低炭素化技術導入推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者<br>④次世代住宅型：IoT 技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行うプロジェクトであって、モデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　住宅局　住宅生産課<br>TEL：03-5253-8111<br>（内線 39-466（省 CO2 先導型・気候風土適応型））<br>（内線 39-455（木造先導型））<br>（内線 39-428（次世代住宅型）） |

都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.12 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成26年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進（災害時拠点強靱化緊急促進事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。 |
| 制度の内容 | ■補助率<br>補助対象施設・設備の整備費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要となる掛かり増し費用について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。<br>・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3<br>・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2<br>■対象となる取組<br>1. 一時滞在施設の整備<br>主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。<br>・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等<br>・対象地域：都市再生緊急整備地域、１日当たりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域、政令市・特別区や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅周辺地域<br>2. 災害拠点病院の整備<br>大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進します。<br>・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院<br>・対象地域：全国<br>○1、２の共通要件<br>・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級２相当）<br>・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を３日分備蓄可能であること等 |
| 対象となる方 | 地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点病院を整備する者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　住宅局　市街地建築課　市街地再開発係<br>TEL：03-5253-8111（内線39-655）<br>■関連URL<br>・災害時拠点強靱化緊急促進事業<br>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000045.html |

都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.13 | 内閣府・国土交通省 | 税制優遇 | （開始年度）昭和 58 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 大規模地震対策が必要とされる地域内で、地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）を取得した場合の優遇措置を講じる制度です。 |
| 制度の内容 | 大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3 年度分の固定資産税について課税標準額を 2/3 に減額する。<br>【対象資産】<br>① 緊急地震速報受信装置 （専用の報知装置を含む。）<br>② 緊急遮断装置 （①と同時に設置される場合）<br>③ 感震装置 （①②と同時に設置される場合）<br>【適用対象となる地域】<br>① 地震防災対策強化地域〔大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第２条第４号〕<br>② 南海トラフ地震防災対策推進地域〔南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第３条第１項〕<br>③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域〔日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第３条第１項〕 |
| 対象となる方 | 以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営している者<br>〔大規模地震特別措置法施行令第４条各号で掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者〕<br>① 物品販売業を営む店舗（収容人員３０人以上）、飲食店（同３０人以上）、病院、劇場、 旅館その他不特定多数の者が出入りする施設<br>② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設<br>③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業<br>④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業 |
| 問い合わせ先など | 内閣府防災担当　調査・企画担当参事官室<br>TEL：03-3501-5693<br>■関連 URL<br>・地震防災対策に係る税制優遇制度<br>http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html |

## 都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.１４ | 国土交通省 | 税制優遇 | （開始年度）平成 26 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、また、浸水が発生した場合には、都市・経済活動が機能不全に陥ってしまいます。これらをふまえて、地下街等における浸水防止設備を設置した場合の特例措置を講じて、浸水防止対策等を推進します。 |
| 制度の内容 | 洪水、内水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置になります。<br>■特例措置の対象<br>・浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備<br>（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）<br>■特例措置の内容<br>・最初の５年間、価格に３分の２を参酌して２分の１以上６分の５以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とします。<br>■特例期間<br>・平成２９年４月１日～平成３２年３月 31 日（３年間） |
| 対象となる方 | 浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等 ※の所有者又は管理者<br>※地下街のほか、地下駅、デパートの地下売場、これらと地下で接続しているビルの地下フロア等で、従業者以外の不特定かつ多数の者が利用する施設 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　水管理・国土保全局河川環境課水防企画室<br>TEL：03-5253-8460<br>http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html |

都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.１５ | 国土交通省 | 税制優遇 | （開始年度）昭和 44 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、事業用資産を市街地再開発事業による保留床に買換えた場合に税制上の特例措置を講じる制度です。 |
| 制度の内容 | 個人又は法人が事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税を繰り延べることができます。これにより、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。<br><br>■主な内容<br>〇譲渡した事業用資産の譲渡益の 80%について課税を繰り延べる（損金算入）<br>■「譲渡資産」の要件<br>〇既成市街地等内にあること※<br>※既成市街地等内とは次の区域のことをいいます。<br>・首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地<br>・近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域<br>・首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域（名古屋市の一部）<br>・二号地区若しくは二項地区を定めている市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画区域で、最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域<br>■主な「買換資産」の要件※<br>〇既成市街地等内にあること<br>〇地上階数四以上の中高層耐火建築物である施設建築物であること<br>〇事業区域面積が 5,000 ㎡以上であること<br>※住宅の用に供する部分は対象外<br>■適用期限<br>・所得税：平成 32 年 12 月 31 日<br>・法人税：平成 32 年３月 31 日 |
| 対象となる方 | 事業用資産を市街地再開発事業により整備される施設建築物の保留床に買換える個人、事業者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　都市局市街地整備課<br>TEL：03-5253-8414 |

都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.１６ | 国土交通省 | 税制優遇 | （開始年度）昭和 50 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る固定資産税額の減額措置を行う制度です。 |
| 制度の内容 | 市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合においては、当該施設建築物の一部に係る建物の固定資産税額について、新築後５年間、住宅床は２/３を、非住宅床は１/３（第一種市街地再開発事業は１/４）を減額します。これにより、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。<br><br>■主な内容<br>〇住宅床<br>床面積が５０㎡以上２８０㎡以下であり、居住の用に供する部分：<br>５年間、税額の２／３を減額<br>〇非住宅床<br>居住の用に供する部分以外の部分：<br>５年間、税額の１／３（※）を減額<br>（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは１/４減額<br><br>■適用期限<br>平成３３年３月 31 日 |
| 対象となる方 | 市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部を取得した従前の権利者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　都市局市街地整備課<br>TEL：03-5253-8414 |

## 都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.17 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２４年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 特定地域都市浸水被害対策事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 近年頻発する局地的な大雨に対して、下水道管理者が民間事業者等と連携して、早期に都市の浸水安全度の向上や地域の生産性向上を図ることを目的として、浸水被害対策区域及び都市機能誘導区域における官民連携した貯留浸透施設等の整備を推進します。 |
| 制度の内容 | 下水道法に規定する浸水被害対策区域もしくは都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域において、民間事業者等と連携して効率的に浸水対策を図る地域における雨水流出抑制に資する施設の整備を支援。<br> 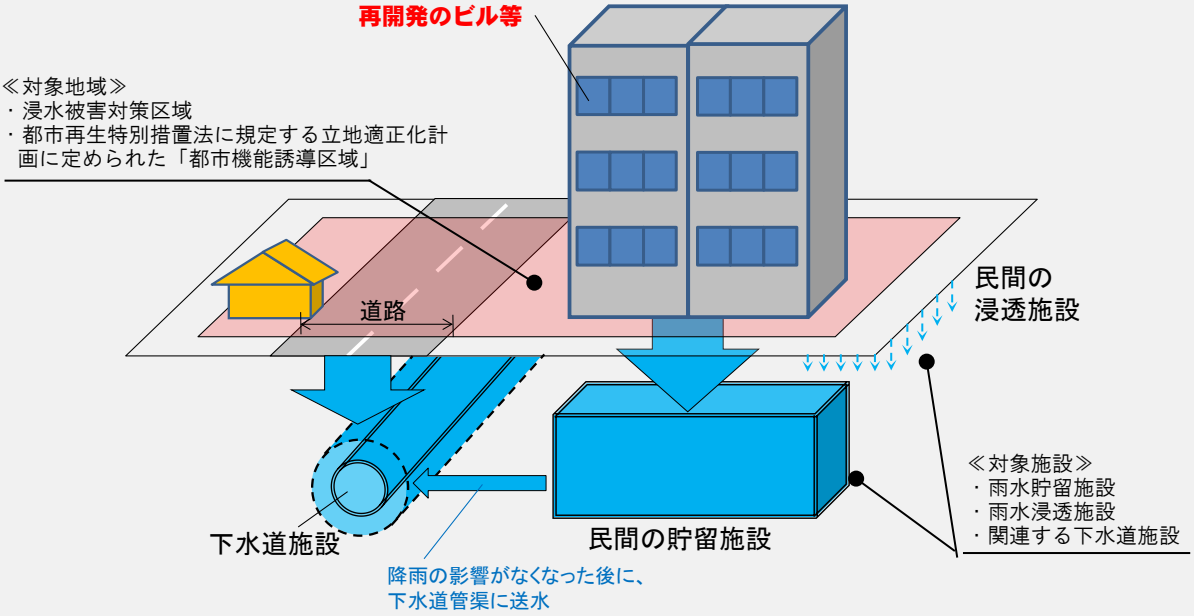 <br> |
| 対象となる方 | 民間事業者等 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官付<br>TEL：03-5253-8111（内線 34-３１４） |

## 都市の防災機能の強化に貢献したい

| No.18 | 内閣府 | その他 | （開始年度）平成２４年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 国、地方公共団体、関係事業者等が、都市再生緊急整備地域(※)やその候補地域における滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の策定に向け、都市再生緊急整備協議会にて官民連携のもと意見交換を行い、都市の安全確保対策を進めます。 |
| 制度の内容 | ■都市再生安全確保計画の効果<br>＜地域の防災性能の向上＞<br>○地域の実状・特性に応じた取組、着手可能なエリア・対策からの取組は、地域の防災性能の着実な向上に寄与<br>○ハード・ソフト両面からの事業等による取組は、人的被害、地域の混乱等の抑制に寄与<br>○大規模災害時に地域が混乱なく対応するための事前の備えは、地域の円滑な応急対応の実現に寄与<br>○大規模災害時に非常に重要な役割を果たす「共助」の体制の構築が進み、防災に関する地域コミュニティの醸成に寄与<br>＜地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化＞<br>○従業員を含む滞在者等の安全性が向上し、立地企業の事業継続性向上に寄与<br>○地域の防災性能の高さは、地域のブランド力・価値の向上に資するものであり、都市の国際競争力の強化に寄与<br><br>■都市再生安全確保計画の作成及び実施の流れ<br>①多様な主体の参画<br>・主要駅周辺の防災に関する任意の協議会、防災に関する専門性を有する企業等に参加を要請<br>・様々な視点からの人材を確保し、参加者同士のネットワークを構築<br>②地域の現況把握<br>・災害に対する地域の強み（資源）と弱み（リスク）を把握<br>・地域が持つ資源とリスクの情報を関係者間で共有<br>＊都市再生の情報支援ツール「i-都市再生」による見える化の支援等<br>③目標の設定<br>・地域の実情に応じた適切な目標設定<br>・エリアマネジメント等地域のまちづくりと連携した目標設定<br>④計画の作成<br>・地域の実情に応じて取り組みやすい対策から計画を作成<br>・地域の関係者で計画を共有<br>＊近未来技術の活用支援等 |

| | |
|---|---|
| | ⑤事業・事務の実施<br>・平常時から非常時に継ぎ目なく移行する活動への備え<br>・エリアマネジメントの一環としての活動<br>⑥効果検証の実施<br>・定期的に地域の状況の変化を把握、防災活動の成果を検証<br>・必要に応じて計画を改善（参加企業・団体の追加の必要性の検証、目標の再設定等を含む。）<br><br>(※)都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、現在全国で５５地域、9,092ha が政令により指定されており、都市計画や金融・税制等の支援措置等が講じられることにより、各地域において、民間の活力を中心とした都市の再生が推進されています。 |
| 対象となる方 | 国、地方公共団体、関係事業者等 |
| 問い合わせ先など | 内閣府　地方創生推進事務局<br>TEL：03-6206-6174<br>■関連 URL<br>・都市再生安全確保計画制度について<br>http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html |

# ３．保健医療・福祉

## 医療・社会福祉施設を耐震化したい

| No.19 | 厚生労働省 | 補助金等 | （開始年度）昭和４０年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **社会福祉施設等の耐震化** |
| 制度の趣旨・背景 | 大規模災害による施設の倒壊等を未然に防ぐ耐震化を含めた社会福祉施設等を整備するため、（独）福祉医療機構において低金利かつ長期の貸付を行います。 |
| 制度の内容 | ■（独）福祉医療機構による耐震化・高台移転整備・スプリンクラー等消防用設備整備の融資優遇 |

| | 社会福祉施設 | 医療施設 |
|---|---|---|
| 融資率 | 70～80%　→　95% | 60～70%　→　95% |
| 利率優遇 | (耐震化、スプリンクラー等)<br>〈国庫補助金等の交付を受ける整備〉<br>基準金利同率（据置期間中は無利子）<br>〈上記以外の整備〉<br>基準金利同率<br>(高台移転等)<br>〈国庫補助金等の交付を受ける整備〉<br>全期間無利子<br>〈上記以外の整備〉<br>基準金利同率 | (耐震化、スプリンクラー等)<br>〈国庫補助金等の交付を受ける整備〉<br>基準金利同率（据置期間中は無利子）<br>〈上記以外の整備〉<br>基準金利同率<br>(高台移転等)<br>〈国庫補助金等の交付を受ける整備〉<br>＜7.2 億円以内＞全期間無利子<br>＜7.2 億円超＞基準金利同率<br>〈上記以外の整備〉<br>基準金利同率 |

注１ 介護老人保健施設については、医療施設と同じ。

注２ 社会福祉施設の高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施。

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | 社会福祉施設等 |
| 問い合わせ先など | 厚生労働省　社会・援護局　福祉基盤課<br>TEL：03-5253-1111（内線 2866） |

## 医療・社会福祉施設を耐震化したい

| No.20 | 厚生労働省 | 補助金等 | （開始年度）平成８年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 医療施設の耐震化等 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行います。<br>また、災害時において病院の診療機能を３日程度維持するために必要な非常用自家発電設備及び給水設備の増設等が必要な災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターの整備に対する補助を行います。 |
| 制度の内容 | １．基幹・地域災害拠点病院施設整備事業（平成８年度～）<br>（事業概要）<br>・都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。（公立除く）<br>（基準額）：２，３００㎡（基準面積）×４０，３００円＝ ９２，６９０千円<br>２，３００㎡（基準面積）×１９１，４００円＝ ４４０，２２０千円<br>（耐震構造指標である「Ｉｓ値 0.4 未満の建物」を有する場合）<br>（調整率）： ０．５ （平成２０年度第１次補正予算により０．３３から０．５へ嵩上げ）<br>※この他に備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、研修部門（基幹災害拠点病院のみ）の整備に対する補助（調整率０．３３）を行う。<br><br>２．地震防災対策医療施設耐震整備事業（平成１３年度～）<br>（事業概要）<br>・地震防災対策特別措置法（H7法１１１）に基づき、都道府県が著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区において、地震防災上緊急に整備すべき施設等（医療機関含む）の計画である「地震防災緊急事業５箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする医療機関が実施する耐震整備に対する補助を行う。（公立除く）<br>・土砂災害危険箇所に所在する医療機関が実施する耐震整備に対する補助を行う。（公立除く）<br>（基準額）： ２，３００㎡（基準面積）× ４０，３００円＝ ９２，６９０千円<br>（調整率）： ０．５（平成２１年度予算において０．３３から０．５へ嵩上げ） |

| | |
|---|---|
| | ３．医療施設等耐震整備事業（平成１８年度～）<br>（事業概要）<br>１．耐震化未実施の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院等の災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震整備に対する補助を行う。（公立、公的を除く）<br>２．耐震構造指標である、「Ｉｓ値 0.3 未満の建物」を有する病院の耐震整備に対する補助を行う。（公立除く）<br>（基準額）：１．　２，３００㎡（基準面積）×　４０，３００円＝　９２，６９０千円<br>２，３００㎡（基準面積）×　１９１，４００円＝　４４０，２２０千円（耐震構造指標である「Ｉｓ値 0.4 未満の建物」を有する場合）<br>２．　２，３００㎡（基準面積）×　１９１，４００円＝　４４０，２２０千円<br>（調整率）：０．５（平成２１年度予算において０．３３から０．５へ嵩上げ） |
| 対象となる方 | 病院 |
| 問い合わせ先など | 厚生労働省　医政局　地域医療計画課<br>TEL：03-5253-1111（内線 2548） |

# ４．エネルギー

## 石油製品の供給事業者に対する支援

| No.21 | 経済産業省 | 補助金等 | （開始年度）平成２２年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **災害対応型 SS の整備及び能力強化（災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費）** |
| 制度の趣旨・背景 | SS 等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、自家発電設備を備えた「住民拠点ＳＳ（サービスステーション）」の整備や、機動的な燃料供給体制確保のための緊急配送用ローリーの配備等の支援を行います。<br>併せて、SS の在庫量増加のための地下タンクの入換・大型化や、災害時の円滑な対応確保のための自家発電設備の稼働訓練等に係る費用を支援します。 |
| 制度の内容 | 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を行います。<br><br>1. 災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点 SS」の整備<br>災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点 SS」に対し、自家発電機を整備します。<br>補助率：１０／１０<br><br>2. 機動的燃料供給体制等構築支援事業<br>機動的な燃料供給体制確保のための緊急配送用ローリーの配備等の支援を行います。<br>補助率：１／２<br><br>3. 地下タンクの入換・大型化<br>石油製品の保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。<br>補助率：１／４、２／３、３／４、１０／１０<br><br>4. 緊急時石油製品供給安定化対策事業<br>ＳＳの災害対応能力の強化に向けた研修や訓練等の取組を支援します。<br>補助率：定額 |
| 対象となる方 | 地方公共団体のほか、揮発油販売事業者といった上記の取組を行う民間事業者等 |
| 問い合わせ先など | 経済産業省　資源エネルギー庁　資源・燃料部　石油流通課<br>TEL：03-3501-1320<br><br>■関連 URL<br>・一般社団法人全国石油協会 HP<br>http://www.sekiyu.or.jp/ |

# 石油製品の供給事業者に対する支援

| No.22 | 経済産業省 | 補助金等 | （開始年度）平成３１年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 次世代燃料供給体制構築支援事業費 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 過疎化・人手不足などの構造変化に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的維持・次世代化を図るため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな燃料供給体制の確立に向けた技術開発や安全性・事業性の実証事業を行います。<br>また、サービスステーション（SS）過疎地等の地域における地域一体となった燃料供給拠点確保に向けた取組等を支援します。 |
| 制度の内容 | 過疎化・人手不足などの構造変化に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、以下の事業を行います。<br><br>1．次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証<br>過疎化・人手不足等の課題克服に向け、新たな燃料供給体制の確立やビジネスモデルを構築するため、AI・IoT 等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術の開発・実証事業を支援します。<br>補助率：１０／１０<br><br>2．SS 過疎地対策検討支援事業<br>① SS 過疎地対策計画策定支援事業<br>SS（サービスステーション）過疎地等における燃料供給拠点確保に向けて、上記の新たな技術やモデルの活用も含め、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となった SS 過疎地対策計画策定の取組を支援します。<br>補助率：１０／１０<br>② 燃料供給の担い手確保事業<br>過疎化や人手不足等に対応した燃料供給の担い手確保の取組を支援します。<br>補助率：定額 |
| 対象となる方 | 地方公共団体のほか、揮発油販売業者といった上記の取組を行う民間事業者等等 |
| 問い合わせ先など | 経済産業省　資源エネルギー庁　資源・燃料部　石油流通課<br>TEL：03-3501-1320<br>■関連 URL<br>・SS 過疎地対策検討支援事業<br>http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0102 |

## エネルギー環境負荷の低い設備等を取得したい

| No.23 | 経済産業省・農林水産省<br>国土交通省・環境省 | 税制優遇 | （開始年度）平成 30 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 省エネ再エネ高度化投資促進税制 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 2030 年度のエネルギーミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再エネの更なる導入拡大を進めることが重要です。<br>そのため、①省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進する税制により、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図ります。 |
| 制度の内容 | ＜省エネ＞<br>省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ投資に対して、特別償却 30%又は税額控除７%（中小企業のみ）が可能。<br>（税目）所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税<br>＜再エネ＞<br>固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対して、特別償却 20%が可能。<br>（税目）所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税 |
| 対象となる方 | ＜省エネ＞<br>・事業者単体による省エネ効果の高い大規模な省エネ投資<br>・複数のメーカーや荷主等が連携して実施する高度な省エネ投資<br>＜再エネ＞<br>・再エネ設備<br>中小水力発電設備、木質バイオマス発電設備、木質バイオマス熱供給装置、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備<br>※先進的要件を満たすものに限定（木質バイオマスは熱電供給等の場合、水力はコスト一定以下のものを導入する場合、等）<br>・付帯的設備<br>定置用蓄電設備、自営線、風力発電装置専用機械類（周波数変動制御装置、発電出力制御装置、異常検出装置、遠隔出力制御装置） |
| 問い合わせ先など | 経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部<br>省エネルギー課<br>TEL：03-3501-9726<br>新エネルギー課<br>TEL：03-3501-4031 |

## バックアップのための燃料を確保したい

| No.24 | 経済産業省 | 補助金等 | （開始年度）平成 26 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進**<br>**（災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金）** |
| 制度の趣旨・背景 | 災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション（ＳＳ）やＬＰガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。<br>このため、避難所や医療施設等の社会的重要インフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LP ガスタンクや石油タンク等の設置を支援し、災害対応力の強化を目指します。 |
| 制度の内容 | ■補助対象事業<br>避難所や医療施設等において、災害時に備えた自衛的な燃料備蓄のためにＬＰガスタンクや石油タンク、自家発電設備等を導入する場合、その購入や設置工事等に要する経費の一部を補助します。<br><br>■補助率：中小企業者は補助金の対象となる経費の２/３以内<br>大企業・地方公共団体等は補助金対象となる経費の１/２以内 |
| 対象となる方 | 以下の場所に、主に上記設備を導入したい方が対象です。<br>1. 災害等発生時、避難所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設や老人ホーム等<br>2. 公的避難所（地方公共団体が災害時の避難場所として指定した施設）<br>3. 一時避難所となり得るような施設等<br>（具体例）一時的な避難所となり得るような施設とは、民間企業等が所有する工場、事業所、商業施設、学校、ホテル・旅館、マンション、公民館、集会所等（災害発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）など、周辺住民や帰宅困難者などの避難者を受け入れることが可能な施設。（地方公共団体との協定等が必要。） |
| 問い合わせ先など | 経済産業省　資源エネルギー庁　資源・燃料部　石油流通課<br>TEL：03-3501-1320<br><br>■関連 URL（下記の各事業の事業者は平成３０年度事業の執行団体になります。）<br>・石油製品貯槽設備利用促進事業（一般財団法人エネルギー総合工学研究所）<br>http://www.iae.or.jp/fy30-sekiyu3rd/#t_01<br>・ＬＰガス災害バルク等導入支援事業（一般財団法人エルピーガス振興センター）<br>http://saigaibulk.net/index.html<br>・LP ガス災害バルク導入事例集<br>http://saigaibulk.net/dl/dl/bulk_donyu_jirei.pdf |

## 新たなエネルギー源を確保したい

| No.25 | 農林水産省 | 補助金等 | （開始年度）平成 30 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業** |
| 制度の趣旨・背景 | 本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。<br>このため、公共建築物の木造化・木質化や木質バイオマス等のエネルギー利用等による新たな木材需要の創出を図るとともに、付加価値の高い木材製品の輸出拡大に取り組んでいます。<br>このうち「地域内エコシステム」構築事業では、「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給等により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）を構築し、木質バイオマスのエネルギー利用等を促進するため、F/S調査（実現可能性調査）や地域の体制づくり、技術開発・改良、技術面での相談サポート等を支援します。 |
| 制度の内容 | 1．「地域内エコシステム」構築事業<br>「地域内エコシステム」のモデル構築に向け、地域の実情に応じ、①Ｆ／Ｓ調査（実現可能性調査）、②地域協議会の立ち上げ・運営（人材育成含む）、③木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組を支援します。<br><br>2．「地域内エコシステム」サポート事業<br>「地域内エコシステム」の構築に必要となる技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援します。 |
| 対象となる方 | 民間団体等 |
| 問い合わせ先など | 林野庁　木材利用課<br>TEL：03-6744-2297 |

## 環境負荷の低いエネルギー源を確保したい

| No.26 | 経済産業省・環境省 | 税制優遇 | （開始年度）平成 25 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | コージェネレーションは、大幅な省エネルギー・省ＣＯ２を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに、地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、更なる普及拡大を推進するための優遇措置を講じる制度である。 |
| 制度の内容 | 一定の出力以上の熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税について、課税標準を最初の３年度、１２分の１１とする措置。<br>＜税目＞（地方税）固定資産税<br>■対象：以下の要件すべてを満たすコージェネレーション設備<br>１．取得した年より起算して十年以内に販売されている最も新しい型式区分の設備<br>２．当該設備の型式と一代前設備の型式と比較して生産効率、エネルギー効率、その他の事業の生産性いずれかが年平均 1%以上向上している<br>３．１基の発電出力１０ｋW以上かつ総合効率が 72%以上。<br>４．動力発生設備がエンジン又はタービンを用いている<br>５．エンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する |
| 対象となる方 | 上記のコージェネレーション設備の取得者 |
| 問い合わせ先など | 経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　熱電併給推進室<br>TEL：03-3580-2492<br>■関連 URL<br>・コージェネ財団ホームページ内の税制優遇説明に関するＵＲＬ<br>http://www.ace.or.jp/web/law/law_0030.html |

## 環境負荷の低いエネルギー源を確保したい

| No.27 | 環境省 | 補助金等 | （開始年度）平成３０年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **地域防災計画に避難施設等として位置づけられた民間施設への再エネ・蓄エネ等設備の導入支援** |
| 制度の趣旨・背景 | 近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、地域の避難施設等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっています。<br>第５次環境基本計画（平成 30 年４月閣議決定）では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際も必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で整合的な取組を推進する。」とされています。<br>本年９月の北海道胆振東部地震では、体育館等の避難施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与しました。<br>このため、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施します。 |
| 制度の内容 | 地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業を支援します。<br> 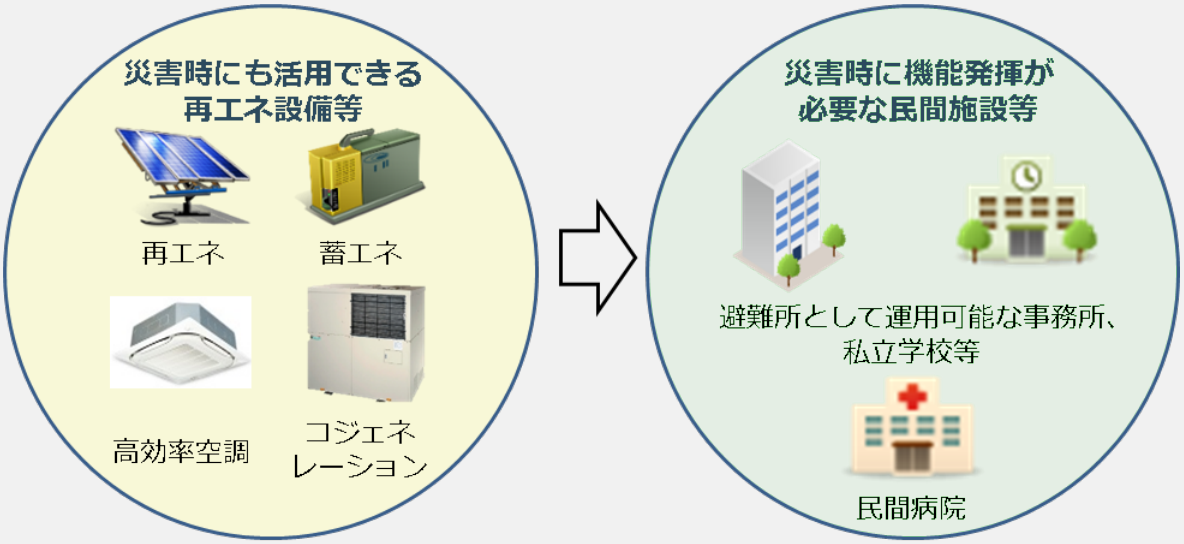 <br> |

| | |
|---|---|
| | 期待される効果　　イメージ<br>災害時<br>自立・分散型エネルギーとして活用し、災害時でも避難施設等で照明・空調等を利用可能に（防災）<br>平時<br>平時の施設の運営に伴う温室効果ガス排出を抑制（CO2削減） |
| 対象となる方 | 民間施設（避難施設、物資供給拠点等） |
| 問い合わせ先など | 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室<br>TEL： 03-5521-8355 |

# ６．情報通信

## 安心できるデータセンター配置をしたい

| No.28 | 総務省・内閣府 | 税制優遇 | （開始年度）平成３０年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域データセンター整備促進税制 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 事業者が首都圏以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行うデータセンター事業を支援する制度です。 |
| 制度の内容 | ■対象設備<br>認定計画に従って取得したサーバー及びこれと同一計画に基づき取得したルーター・スイッチ、電源装置<br>■特例措置の内容<br>（法人税）対象設備の取得価額に対し、特別償却１５％<br>（固定資産税）対象設備の３年度分の課税標準 3/4<br>■主な要件<br>（共通要件）<br>・ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させること<br>（法人税要件）<br>・東京圏（※１）以外のデータセンター内に対象設備を設置すること<br>・対象設備の設置地域近傍（東京圏以外に限る）から利用させること<br>（固定資産税要件）<br>・首都直下地震緊急対策区域（※２）以外のデータセンター内に対象設備を設置すること<br>・首都直下地震緊急対策区域の内外にデータセンターを持っている事業者の場合は、次のア及びイを満たすこと<br>ア）対象設備の取得合計額が５億円以上<br>イ）データセンター事業の用に供する減価償却資産（建物、空調、サーバ等）の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額の割合が 20%以上<br>※１　茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部<br>※２　埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の全域、茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県・静岡県の一部<br> 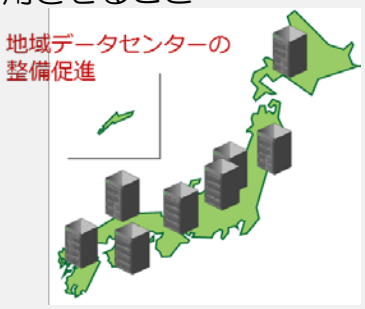 <br><br> 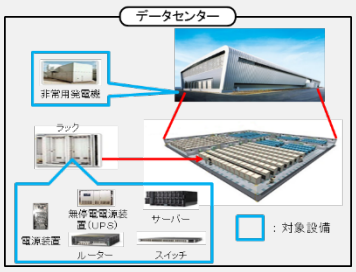 <br> |
| 対象となる方 | 対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者 |
| 問い合わせ先など | 総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部　データ通信課<br>ＴＥＬ：０３－５２５３－５８５３<br>■関連 URL<br>・データセンターの地域分散化の促進<br>http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/datacenter/ |

## 災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

| No.29 | 総務省 | 補助金等 | （開始年度）平成 25 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク整備支援事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、地域住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。 |
| 制度の内容 | 放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）では、以下の費用の一部を補助します。<br>■補助率<br>1）都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体：1/2<br>2）第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等：1/3<br><br>■補助対象経費<br>予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、災害対策補完送信所等（送信所の移転、災害対策補完送信所）、緊急地震速報設備等（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備） |
| 対象となる方 | 地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等（複数の地上基幹放送事業者等又は基幹放送局提供事業者の連携主体を含む。）及び一般社団法人等 |
| 問い合わせ先など | 総務省　情報流通行政局　地上放送課<br>TEL：03-5253-5949<br>■関連 URL<br>・放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）<br>http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html |

# 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供

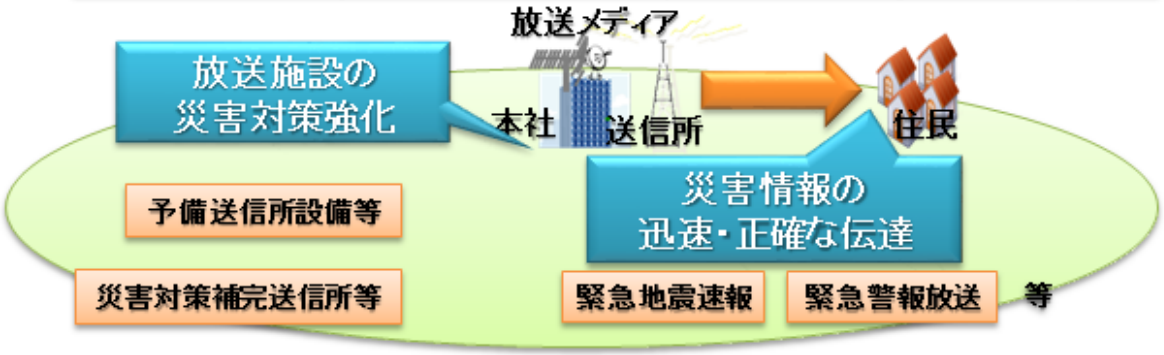


予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備を促進

補助対象　：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、民間放送事業者等

補助率　：地方公共団体の単独又は連携の場合：1／2、民間放送事業者等の場合：1／3

補助対象経費：予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、
災害対策補完送信所等（送信所の移転、災害対策補完送信所）
緊急地震速報設備等（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備）

| 予算 | 平成31年度予定額 | 平成30年度予算額 |
|---|---|---|
| 一般会計 | 3．7億円の内数（0．28億円を計上） | 3．3億円の内数（1．3億円を計上） |

## 災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

| No.30 | 総務省 | 税制優遇 | （開始年度）平成２６年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク災害対策促進税制）** |
| 制度の趣旨・背景 | 東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、地域住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。 |
| 制度の内容 | ■税制措置の内容<br>地方税（固定資産税）<br>取得後３年間、課税標準３/４（償却資産に限ります）<br><br>■適用期間<br>２年間（平成 30 年４月１日から平成 32 年３月３１日）<br>■対象設備<br>災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等。ただし、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限ります）。<br>■対象となる取組<br>・予備送信所の整備<br>・FM 補完中継局の整備 |
| 対象となる方 | 民間ラジオ放送事業者 |
| 問い合わせ先など | 総務省　情報流通行政局　地上放送課<br>TEL：03-5253-5949<br>■関連 URL<br>・放送ネットワーク災害対策促進税制<br>http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka03.html |

# 放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など地域住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

**1　対象者**

民間ラジオ放送事業者

**2　対象設備**

災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）

※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。

**3　特例措置**

地方税（固定資産税）　：　課税標準3／4（取得後3年間）

**4　適用期間**

2年間（平成30年4月1日から平成32年3月31日）

【対象設備イメージ】

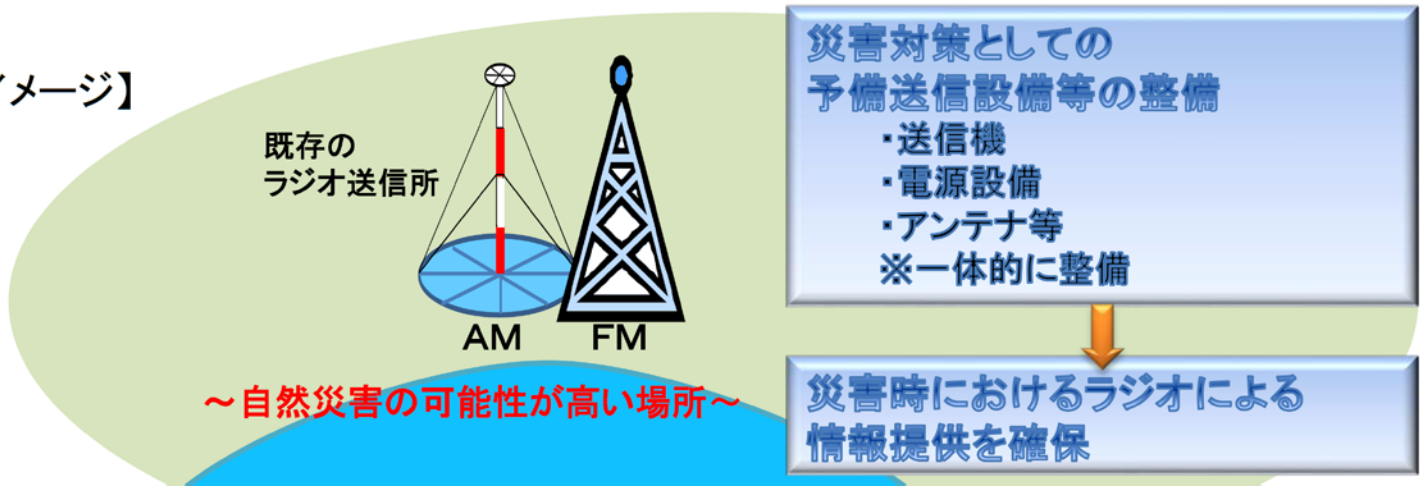

## 災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

| No.31 | 総務省 | 補助金等 | （開始年度）平成 26 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進（民放ラジオ難聴解消支援事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー（第一情報提供者）」として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要ですが、特に、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しているため、その解消を推進します。 |
| 制度の内容 | ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。<br>■補助率<br>1. 都市型難聴対策事業　：　1/2<br>2. 外国波混信対策事業　：　2/3<br>3. 地理的・地形的難聴対策事業　：　2/3<br>■対象事業<br>1. 都市型難聴対策事業<br>建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの<br>2. 外国波混信対策事業<br>日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの<br>3. 地理的・地形的難聴対策事業<br>山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの |
| 対象となる方 | 地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、特定地上基幹放送事業者等（複数の特定地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等 |
| 問い合わせ先など | 総務省　情報流通行政局　地上放送課<br>TEL：03-5253-5949<br>■関連 URL<br>・民放ラジオ難聴解消支援事業<br>http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html |

# 民放ラジオ難聴解消支援事業（電波利用料財源）

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

## 1　施策の概要

（1）放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。

（2）ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。

（3）平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

## 2　スキーム（補助金）

（1）事業主体
　民間ラジオ放送事業者、自治体等

（2）補助対象
　難聴対策としての中継局整備

（3）補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信　2／3
・都市型難聴　1／2

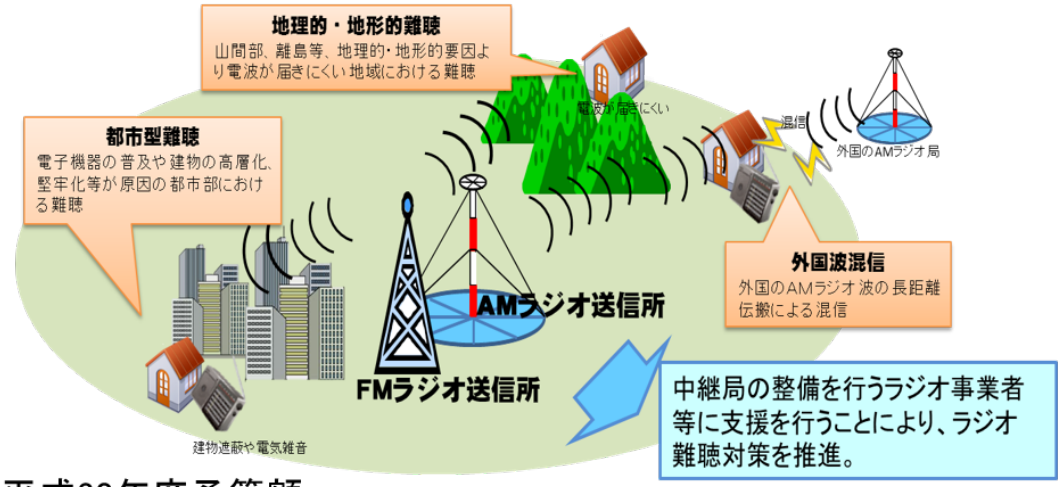


## 3　所要経費

| | 平成31年度予定額 | 平成30年度予算額 |
|---|---|---|
| 一般会計 | 11．4億円 | 18．3億円 |

## 災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

| No.32 | 総務省 | 補助金等 | （開始年度）平成３１年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **地上基幹放送ネットワークの整備を推進<br>（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがあります。<br>これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要があります。 |
| 制度の内容 | 地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助します。<br>（１）　事業主体　：　地上基幹放送事業者等、自治体等<br>（２）　補助対象　：　①停電対策、②予備設備の整備<br>（３）　補 助 率　：　自治体等　１／２、地上基幹放送事業者等　１／３ |
| 対象となる方 | 地上基幹放送事業者等、自治体等 |
| 問い合わせ先など | 総務省　情報流通行政局　地上放送課<br>TEL：03-5253-5949 |

# 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（電波利用料財源）

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

予算　平成31年度予定額　3．0億円

（1）　事業主体：　地上基幹放送事業者等、自治体等

（2）　補助対象：　①停電対策、②予備設備の整備

（3）　補 助 率　：　自治体等　1／2、地上基幹放送事業者等　1／3

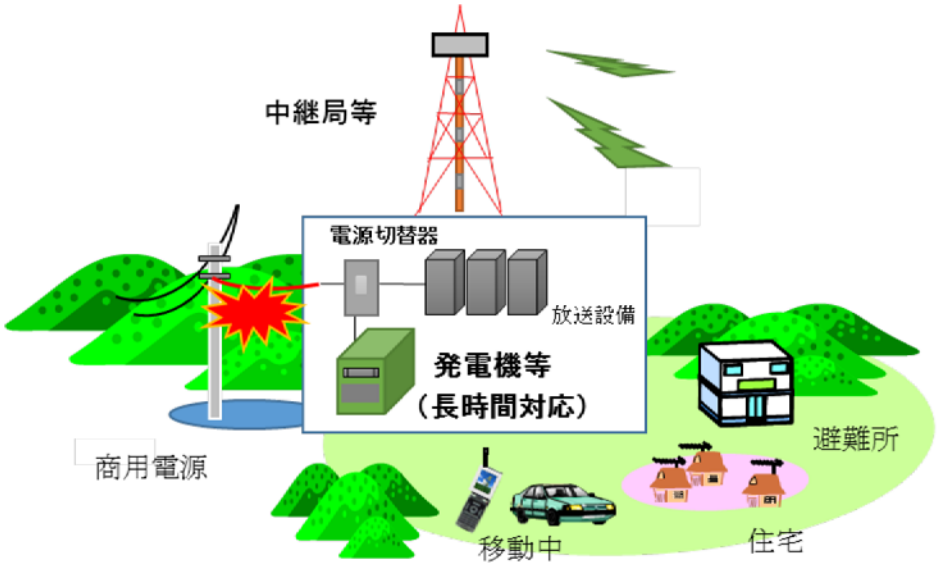


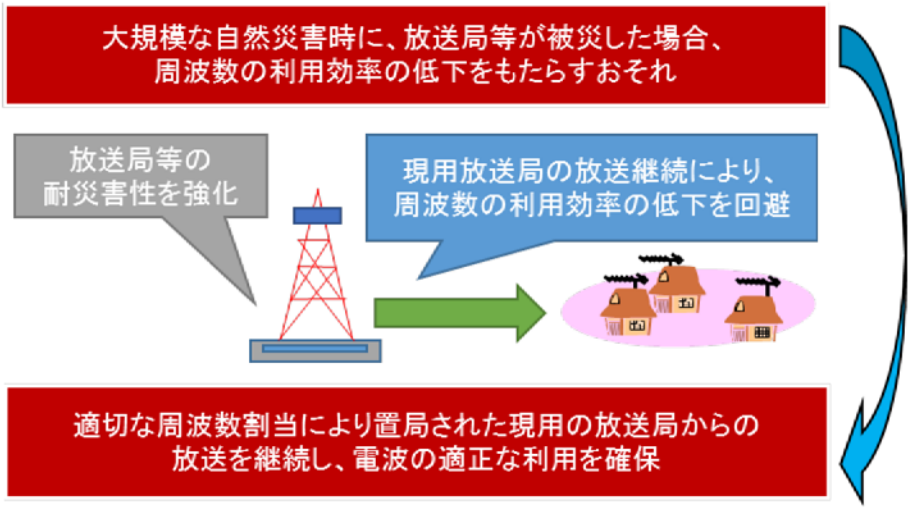

## 人工衛星を活用した防災機能の強化を図りたい

| No.33 | 内閣府 | 情報提供 | （開始年度）平成３０年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 準天頂衛星システムの開発・整備・運用 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 測位衛星の補完機能(測位に利用可能な衛星数の増加)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能やメッセージ機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用し、衛星安否確認サービス、災害危機管理情報の提供による早期異常検知・避難誘導支援等を実現します。 |
| 制度の内容 | 【取組状況】<br>① 宇宙基本計画工程表（H28.12.13 宇宙開発戦略本部決定）、地理空間情報活用推進基本計画（H29.3.24 閣議決定）等に位置付けられた、安否確認システム等の準天頂衛星システムを活用した防災・減災システムの普及、推進を図る。<br>② 2017 年度に 3 機の衛星打ち上げを実施し、2018 年 11 月 1 日より 4 機体制による正式サービスを開始。災害危機管理情報の配信を実施中。<br>③ 安否確認サービスの利活用推進のため、端末の貸出公募を実施し、７県における試行的導入を決定。<br><br>【今後の予定】<br>① 安否確認サービスの導入自治体拡大に向けた端末貸出などの取り組みを継続し、各避難所へのさらなる端末展開により、準天頂衛星を活用した避難所の防災機能の強化を図る。<br>② 準天頂衛星から災害危機管理情報の配信を継続し、対応製品の開発を支援する。 |
| 対象となる方 | |
| 問い合わせ先など | 内閣府　宇宙開発戦略推進事務局　準天頂衛星システム戦略室<br>03-6257-1778（内線 34221） |

# ７．産業構造

## 本社等の重要拠点を移転・分散させたい

| No.34 | 内閣府 | 税制優遇 | （開始年度）平成２７年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 地方拠点強化税制 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域等において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度です。 |
| 制度の内容 | 1. 拡充型：地方において本社機能を拡充する場合<br>・オフィス減税<br>建物等の取得価額に対し、特別償却 15%、税額控除 4%<br>・雇用促進税制<br>特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除<br>（ただし、法人全体の増加雇用者数を上限。以下、本制度について同じ。）<br>① 法人全体の雇用者増加率が 8%以上の場合は、１人あたり 最大60 万円※<br>② 法人全体の雇用者増加率が 8%未満の場合は、１人あたり 最大30 万円※<br>（※）転勤者及び非正規雇用者は減額<br>2. 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転する場合<br>・オフィス減税<br>建物等の取得価額に対し特別償却 25%、税額控除 7%<br>・雇用促進税制<br>特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除<br>①－１ 法人全体の雇用者増加率が 5%以上の場合は、１人あたり最大90 万円※<br>①－２ 法人全体の雇用者増加率が 5%未満の場合は、１人あたり最大 60 万円※<br>② ①のうち 30 万円分は、雇用を維持していれば、最大３年間継続<br>③ ②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用<br>（※）転勤者及び非正規雇用者は減額 |
| 対象となる方 | ■オフィス減税<br>対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物<br>取得価額：2,000 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）<br>■雇用促進税制の特例<br>・適用年度中に移転・拡充先施設の雇用者の数が２人以上増加<br>・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと<br>・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等 |
| 問い合わせ先など | 内閣府地方創生推進事務局<br>（一般的なご質問について）<br>経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課内<br>TEL：03-3501-0645<br>（雇用促進税制について）<br>厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内<br>TEL：03-3502-6770<br>■関連 URL<br>・地方拠点強化税制のご案内<br>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html |

## 中小企業の災害への事前対策を強化したい

| No.35 | 経済産業省 | 税制優遇 | (開始年度)関係法令施行後 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置** |
| 制度の趣旨・背景 | 自然災害が頻発する中、災害による影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題です。<br>中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却（20%）を講じます。<br>事業者が作成した事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定し、認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用します。<br><br>※第 198 回国会に提出された、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」の成立・施行を前提とした制度です。 |
| 制度の内容 | 【対象設備】<br>事前対策を強化するために必要な防災・減災設備<br>＜対象設備＞<br>機械装置（100 万円以上）：自家発電機、排水ポンプ　等<br>器具備品（30 万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話　等<br>建物附属設備（60 万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備　等<br><br>【税制措置の内容】<br>対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。<br><br>**【税制措置のスキーム】**<br>**経済産業大臣**<br>②申請 ↑ ↓ ③認定<br>**①（連携）事業継続力強化計画策定**<br>【対象事業者】<br>・中小企業・小規模事業者<br>【計画記載事項】<br>・取組内容・実施期間<br>・防災・減災設備の内容　等<br>⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告<br>**所轄の税務署** |

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | 事業継続力強化計画・連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者 |
| 問い合わせ先など | 経済産業省　中小企業庁　事業環境部　企画課<br>　連絡先　03-3501-1765 |

# ８．交通・物流

## 港湾の津波対策を行いたい

| No.36 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２６年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **港湾における津波避難対策の実施（特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務（港湾）】）** |
| 制度の趣旨・背景 | 港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。 |
| 制度の内容 | 港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への支援を行います。<br>■限度額<br>「総事業費の 50%」又は「公共施設等整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。<br>※公共施設等整備費とは、「公共施設＋都市利便施設＋建築利便施設」の整備費の合計金額をいいます。<br>公共施設　　：緑地、道路<br>都市利便施設：荷さばき施設、公園等で公共の用に供される施設（公的に管理される必要はありません）、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等<br>建築利便施設：昇降機、共用通路、消防施設、空調施設等<br>■対象施設<br>事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。<br>■支援要件<br>以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。<br>・緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの<br>・事業区域面積：500m$^2$以上　延床面積：2,000m$^2$以上<br>・防災上有効な施設（退避経路及び退避施設等）を有する建築物（港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限ります。）の整備に関する事業 |
| 対象となる方 | 第三セクター、一般／公益財団法人を含む民間事業者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　港湾局　海岸・防災課<br>TEL：03-5253-8111（内線 46-723）<br>国土交通省　港湾局　産業港湾課<br>TEL：03-5253-8111（内線 46-435） |

## 港湾の津波対策を行いたい

| No.37 | 国土交通省、内閣府 | 税制優遇 | （開始年度）平成２３年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置を講じることで、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進します。 |
| 制度の内容 | 津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置になります。<br>■特例内容<br>・大臣配分資産又は知事配分資産<br>取得後４年間、固定資産の取得価格に１/２を乗じて得た額を課税標準とします。<br>・その他の資産<br>取得後４年間、固定資産の取得価格に１/２を参酌して１/３以上２/３以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とします。<br>■特例期間<br>平成 28 年４月１日～平成 32 年３月 31 日（４年間） |
| 対象となる方 | 臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者<br>■対象資産<br>・護岸<br>地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。<br>・防潮堤、胸壁<br>陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。<br>・津波避難施設<br>津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　港湾局　海岸・防災課<br>TEL：03-5253-8111（内線 46-723） |

## 港湾の防災対策を強化したい

| No.38 | 国土交通省 | 税制優遇 | （開始年度）平成 26 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置** |
| 制度の趣旨・背景 | 環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るために、環境性能の高い作業船に買換えた場合の優遇措置を講じる制度です。 |
| 制度の内容 | 環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を８０％まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換を促進します。これにより、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保します。<br><br>■主な内容<br>・作業船の買換における譲渡益の８０％圧縮記帳を可能とします<br><br>■対象資産：作業船（建設業者又はひき船業者が所有する船舶）<br>・譲渡資産：船齢が 40 年未満<br>・買換資産：船齢が耐用年数以内であって、海防法による NOx の放出基準の 78/80 を満たす原動機を有するもの<br><br>■措置内容：<br>・圧縮記帳比率 80/100<br><br>■特例期間：<br>・平成 29 年度～平成 31 年度 |
| 対象となる方 | 建設業者又はひき船業者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　港湾局　技術企画課<br>TEL：03-5253-8111（内線 46-636） |

## 災害時に重要な道路を守りたい

| No.39 | 国土交通省、内閣府<br>総務省、経済産業省 | 税制優遇 | （開始年度）平成 28 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置** |
| 制度の趣旨・背景 | 防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。 |
| 制度の内容 | 防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置です。<br>■特例措置の内容<br>・道路法第３７条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域<br>課税標準４年間１／２に軽減<br>・上記以外の緊急輸送道路<br>課税標準４年間３／４に軽減<br>■特例期間<br>３年間（平成３１年度～平成３３年度）<br>■対象施設<br>電線管理者が無電柱化を行う際に<br>新たに取得した電線等<br> <br>地震発生時の電柱の倒壊状況<br>（阪神・淡路大震災の例） |
| 対象となる方 | 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　道路局　環境安全・防災課<br>TEL：03-5253-8111（内線 38-153）<br>■関連 URL<br>・無電柱化の推進<br>http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html |

# 港湾施設の地震対策を行いたい

| No.40 | 国土交通省・内閣府 | 税制優遇等 | （開始年度）平成２６年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 非常災害時に港湾における航路の機能を確保するため、民間事業者が保有する護岸・係留施設の耐震改良に係る負担軽減を図る。 |
| 制度の内容 | **■法人税の特例措置**<br>・改良により取得した資産について、22%※1または 18%※2の特別償却<br>・対象施設･･･港湾内の護岸、岸壁、桟橋<br>・適用要件･･･平成 32 年３月までに、港湾管理者に対して施設の点検結果を報告<br>報告後３年以内に、耐震改良を完了<br>◇ 対象施設のイメージ： 港湾隣接地域 の前面にある護岸、岸壁、桟橋（図中の赤色の施設）<br> 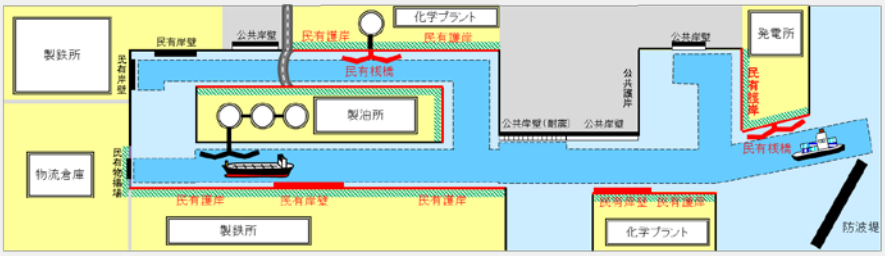 <br><br>**■無利子貸付制度**<br>・改良資金のうち最大６割を港湾管理者・国より無利子で借り受けることができる<br>・対象施設･･･耐震強化岸壁または石油桟橋に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場<br>◇ 対象施設のイメージ： 図中の赤色の施設<br> 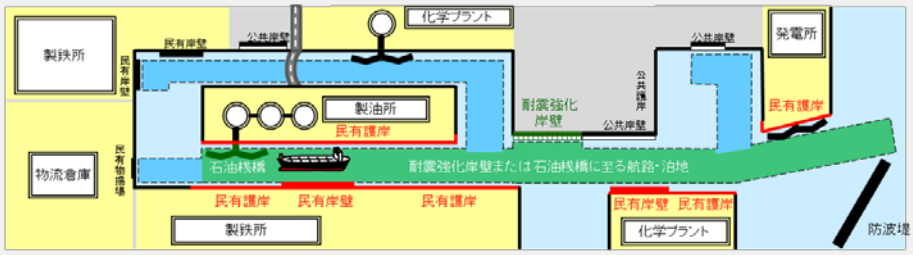 <br><br>**■固定資産税の特例措置**<br>・改良により取得した資産について、課税標準が５年間 1/2※1または 5/6※2に軽減<br>・対象施設･･･上記の無利子貸付制度を活用し、平成 33 年３月までに耐震改良された施設<br>※１：東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海における緊急確保航路に接続する港湾　※２：※１以外の港湾 |
| 対象となる方 | 港湾において護岸・係留施設を保有する民間事業者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　港湾局　海岸・防災課<br>TEL：03-5253-8111（内線 46-283） |

## 鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

| No.41 | 国土交通省・内閣府 | 補助金等、税制優遇 | （開始年度）平成１８年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **鉄道施設の耐震補強<br>（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、<br>鉄道施設総合安全対策事業費補助）** |
| 制度の趣旨・背景 | 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進しています。また、地下鉄の耐震補強も推進しています。 |
| 制度の内容 | **鉄道施設総合安全対策事業費補助**<br>■補助率：１/３<br>■対象事業<br>南海トラフ地震及び首都直下地震で震度６以上が想定される地域における主要駅や高架橋等の耐震補強<br><br>**都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）**<br>■補助率：35%<br>■対象事業<br>地下鉄の耐震補強<br> <br>高架橋の耐震補強<br> <br>地下駅の耐震補強 |
| 対象となる方 | **鉄道施設総合安全対策事業費補助**<br>・鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く）<br>**都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）**<br>・公営地下鉄事業者、東京地下鉄（株） |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　鉄道局　施設課（鉄道施設総合安全対策事業費補助）<br>TEL：03-5253-８１１１（内線：５７８５８）<br>国土交通省　鉄道局　都市鉄道政策課（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助））<br>TEL：03-5253-８１１１（内線：４０４１３） |

## 鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

| No.42 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２０年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **鉄道施設の戦略的維持管理・更新<br>（鉄道施設総合安全対策事業費補助）** |
| 制度の趣旨・背景 | 鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を越えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっています。<br>このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を支援します。 |
| 制度の内容 | ■補助率<br>1/3<br>■対象事業<br>橋りょうやトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良<br><br>【橋りょうの例】<br> <br><br> <br>重防食塗装<br><br>【トンネルの例】<br> <br><br> <br>繊維シート貼付 |
| 対象となる方 | 地方の鉄道事業者・軌道経営者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　鉄道局　施設課<br>TEL：03-5253-8111（内線 4084３） |

## 鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

| No.43 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成２７年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **地下駅等の浸水対策**<br>**（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助）** |
| 制度の趣旨・背景 | 地下駅等地下空間は地上に比べ浸水のスピードが速く、一旦浸水が始まれば利用客の避難が困難となり、鉄道の運行にも大きな影響を与えます。<br>このため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、駅の出入口やトンネルの杭口等における浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図ります。 |
| 制度の内容 | **都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）**<br>■補助率<br>35%<br>■対象事業<br>地下鉄の浸水対策<br> 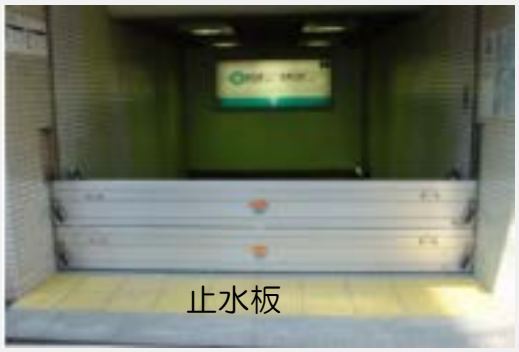 <br>止水板<br>**鉄道施設総合安全対策事業費補助**<br>■補助率<br>1/3（地方公共団体の補助する額以内の額）<br>■対象事業<br>地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐための駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内における止水板、防水扉、浸水防止機等の整備 |
| 対象となる方 | **都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）**<br>・公営地下鉄事業者、東京地下鉄（株）<br>**鉄道施設総合安全対策事業費補助**<br>・地下駅を有する鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く） |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　鉄道局　都市鉄道政策課（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助））<br>TEL：03-5253-８１１１（内線：４０４１３）<br>国土交通省　鉄道局　施設課（鉄道施設総合安全対策事業費補助）<br>TEL：03-5253-８１１１（内線：５７８５８） |

## 鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

| No.44 | 国土交通省 | 補助金等 | （開始年度）平成３０年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **鉄道の豪雨対策（河川橋りょう、斜面）** |
| 制度の趣旨・背景 | 平成２９年７月九州北部豪雨や平成３０年７月豪雨など、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害により、河川に架かる鉄道河川橋りょうの流失・傾斜や鉄道に隣接する斜面が崩壊する事案が多発しました。<br>橋りょうの流失・傾斜や斜面の崩壊が発生すると、復旧に長期間を要するため、利用者への影響の観点から、豪雨災害からの事前防災を促進する必要がありますが、豪雨災害からの事前防災対策は、対策箇所数が多いなど対策費用が多額となることから、多くの鉄道事業者にとって、自社のみの資金では多数の工事を迅速に実施することが困難な状況です。<br>そのため、鉄道事業者が実施する、河川に架かる鉄道河川橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面の土砂流入防止対策に対し支援します。 |
| 制度の内容 | **鉄道施設総合安全対策事業（豪雨対策事業）** |

| | 河川橋りょう | 斜面 |
|---|---|---|
| ■補助率 | １／３ | |
| ■対象事業 | 橋脚の基礎部分の補強<br>異常検知システムの導入<br> 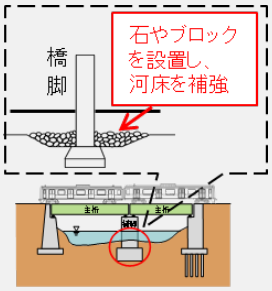 <br><br>橋脚の基礎部分の補強 | 法面防護工<br>落石防護工　等<br> <br>法面防護工 |
| ■対象路線 | 片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線 | |

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | 鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く） |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　鉄道局　施設課<br>TEL：03-5253-8553（内線：４０８６１） |

# ９．農林水産

| No.45 | 農林水産省 | 補助金等 | （開始年度）平成９年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 官民連携新技術研究開発事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とした制度です。 |
| 制度の内容 | 新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行います。<br>■補助率<br>新技術研究開発：1/2 以内<br><br>■対象となる取組<br>新技術研究開発<br>①農地の大区画化・汎用化に資する技術<br>②農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術<br>③土地改良施設の耐震強化等に資する技術<br>④小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術<br>⑤農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術<br>など、農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発を行います。 |
| 対象となる方 | 上記の取組を行う、共同研究（産学官）（新技術研究開発組合（2 以上の民間企業等）と試験研究機関（大学又は独立行政法人））の共同研究を行うこと）が対象となります。 |
| 問い合わせ先など | 農林水産省　農村振興局　整備部設計課　施工企画調整室<br>TEL：03-3591-5798<br>■関連 URL<br>・官民連携新技術研究開発事業<br>http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kanmin.html |

## 農業基盤を守りたい

| No.46 | 農林水産省 | 補助金等 | （開始年度）平成 26 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **多面的機能支払交付金** |
| 制度の趣旨・背景 | 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。<br>しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。<br>また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。<br>このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手への農地集積という構造改革を後押ししていく必要があります。<br>地域共同で行う水路や農道等の地域資源の保全活動を通じて、国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を推進します。 |
| 制度の内容 | 1．農地維持支払<br>農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。<br>補助率：定額（都府県の田：3,000 円/10a 等）<br><br>2．資源向上支払<br>地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。<br>補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400 円/10a 等<br>都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400 円/10a 等） |
| 対象となる方 | 農業者等の組織する団体 |
| 問い合わせ先など | 農林水産省　農村振興局　整備部　農地資源課　多面的機能支払推進室<br>TEL：03-6744-2197 |

# 47－1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

**【平成31年度予算概算決定額 48,652（48,401）百万円】**

**＜対策のポイント＞**

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

**＜政策目標＞**

○農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を４割以上に向上［平成32年度まで］

○農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を５割以上に向上［平成32年度まで］

## ＜事業の内容＞

**1．多面的機能支払交付金 47,050（46,801）百万円**

**① 農地維持支払**

**地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動**を支援します。

**② 資源向上支払**

**地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動**を支援します。

交付単価

（円/10a）

| | 都府県 | | | 北海道 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ❶農地維持支払 | ❷資源向上支払（共同）※1 | ❸資源向上支払（長寿命化）※1※2 | ❶農地維持支払 | ❷資源向上支払（共同）※1 | ❸資源向上支払（長寿命化）※1※2 |
| 田 | 3,000 | 2,400 | 4,400 | 2,300 | 1,920 | 3,400 |
| 畑 | 2,000 | 1,440 | 2,000 | 1,000 | 480 | 600 |
| 草地 | 250 | 240 | 400 | 130 | 120 | 400 |

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用

**2．多面的機能支払推進交付金 1,602（1,600）百万円**

○ 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

**＜事業の流れ＞**

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村 →（定額）→ 対象組織

## ＜事業イメージ＞

**① 農地維持支払**

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等

・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

**② 資源向上支払**

・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等

・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

実施主体 ： 農業者等で構成される組織 （ ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能 ）

対象農用地 ： 農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

**○ 小規模集落支援**

既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

（円/10a）

| | 小規模集落支援として農地維持支払に加算する単価 | |
|---|---|---|
| | 都府県 | 北海道 |
| 田 | 1,000 | 700 |
| 畑 | 600 | 300 |
| 草地 | 80 | 40 |

**○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援**

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等

（円/10a）

| | 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 | | 左記の取組に加えて、農村協働力の深化に向けた活動への支援 | |
|---|---|---|---|---|
| | 都府県 | 北海道 | 都府県 | 北海道 |
| 田 | 400 | 320 | 800 | 640 |
| 畑 | 240 | 80 | 480 | 160 |
| 草地 | 40 | 20 | 80 | 40 |

**○ 農村協働力の深化に向けた活動への支援**

上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が４割以上かつ実践活動に構成員の８割以上が毎年度参加する場合

**○ 広域化した活動組織への支援**

| 都府県 | 北海道 | 交付額（定額） |
|---|---|---|
| 3集落以上または50ha以上 | 3集落以上または1,500ha以上 | 4万円/年・組織 |
| 200ha以上 | 3,000ha以上 | 8万円/年・組織 |
| 1,000ha以上 | 15,000ha以上 | 16万円/年・組織 |

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

## 農業基盤を守りたい

| No.47 | 農林水産省 | 情報提供 | （開始年度）平成 28 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化** |
| 制度の趣旨・背景 | 被災の影響を最小化すると共に、迅速な復旧・復興を可能とするため、水利施設等の管理者である土地改良区等において被害低減措置の優先度、支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画等の内容を含んだ業務継続計画策定手法を確立します。 |
| 制度の内容 | 「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」により、土地改良施設管理者の業務継続計画（BCP）の策定を支援します。<br> 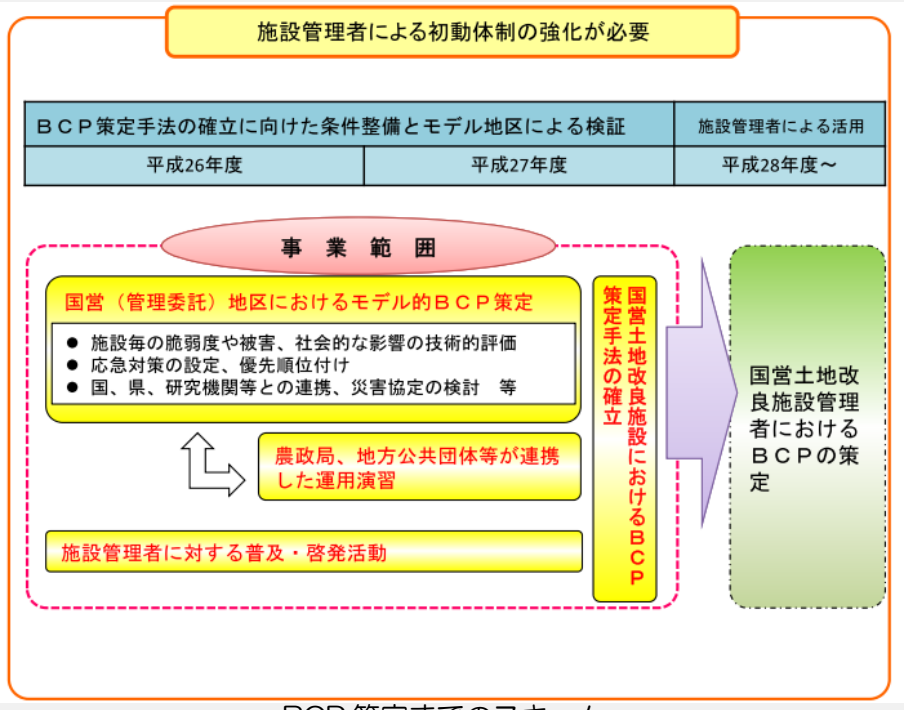 <br><br>BCP 策定までのスキーム |
| 対象となる方 | 土地改良施設管理者 |
| 問い合わせ先など | 農林水産省　農村振興局　整備部　防災課　災害対策室<br>TEL：03-6744-2211 |

## 山を守るための林業を活性化させたい

| No.48 | 農林水産省 | 補助金等 | （開始年度）平成 30 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策** |
| 制度の趣旨・背景 | 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。<br>このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することとし、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大のための施設整備や実証など、川上から川下までの取組を総合的に推進することが必要です。<br>木材製品の安定的・効率的な供給に川上と連携して取り組む木材加工流通施設の整備を支援します。 |
| 制度の内容 | 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営体との連携を前提に、木材製品を安定的・効率的に供給するための木材加工流通施設等の整備を支援します。 |
| 対象となる方 | 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体 |
| 問い合わせ先など | 林野庁　木材産業課<br>TEL：03-6744-2290 |

## 山を守るための林業を活性化させたい

| No.49 | 農林水産省 | 補助金等 | （開始年度）平成 30 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **木材産業・木造建築活性化対策のうち中高層建築物を中心とした CLT 等新たな木質建築部材利用促進定着事業** |
| 制度の趣旨・背景 | 我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要です。<br>木材需要の創出にあたっては、木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓する必要があります。このため、中高層建築等をターゲットとしたＣＬＴ等の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を進めることが必要です。<br>新たな木材需要の創出に向け、中高層建築物等に活用できるＣＬＴ等の利用を促進するため、<br>・ＣＬＴを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるＣＬＴ等の利用拡大、設計者・施工者等の育成等<br>・構造設計手法や部材の標準化に必要なデータ収集、ＣＬＴ・木質耐火部材等の製品・技術開発<br>等を支援します。 |
| 制度の内容 | １．CLT 等建築物の普及・拡大<br>CLT を用いた建築物の設計･施工ノウハウの横展開を可能とする協議会方式による設計・建築等の実証、地域の先例となり得る建築の実証、企画から設計段階に至る課題を解決するための指導・助言を行う専門家派遣の取組を支援します。<br>また、CLT 建築における人材確保の観点から、デベロッパーや開発コンサル等を対象とする発注・企画能力向上の研修等の取組を支援します。<br><br>２．新たな製品・技術の開発<br>CLT 等新たな建築部材の利用促進に向けた構造設計手法や部材の標準化に必要なデータ収集、CLT・木質耐火部材等の製品・技術開発を行う民間事業者等の取組を支援します。<br><br>補助率：定額、１／２、３／１０ |
| 対象となる方 | 民間団体等 |
| 問い合わせ先など | 林野庁　木材産業課<br>TEL：03-6744-2294 |

## 山を守るための林業を活性化させたい

| No.50 | 農林水産省 | 補助金等 | （開始年度）平成 30 年度 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **合板・製材・集成材国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策** |
| 制度の趣旨・背景 | 我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、木材製品の国際競争力の強化を実現するためには、これまで木材利用が低位であった非住宅や中高層建築物などの分野で木造化・木質化が推進されることにより、木材製品の新たな需要創出やコスト競争力の向上につながることが期待されています。<br>このため、<br>・JAS 構造材（無垢製材、CLT）の活用を拡大する事業者の見える化、今後類似事例の拡大が期待できる建築の実証<br>・CLT を用いた建築物の設計・建築等の実証、木質建築部材・工法の普及・定着に向けた技術開発、データ収集・規格化、技術者の育成等<br>を支援します。 |
| 制度の内容 | 1．JAS 構造材実証支援事業<br>① 工務店等木材の実需者や発注者における、JAS 構造材（無垢製材、CLT）を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS 構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動を支援します。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。<br>② ①の登録事業者（建築業者）が木造非住宅分野を中心に JAS 構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS 構造材等の調達費の一部を支援します。<br><br>2．CLT 建築実証支援事業<br>① CLT を活用した実証的な建築物の建築に向けて、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、建築主体に他構造とのコスト比較を踏まえた設計から実証的建築にかかる費用等を支援します。<br>② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や、建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。<br><br>補助率：定額、１／２、３／１０ |
| 対象となる方 | 民間団体等 |
| 問い合わせ先など | 林野庁　木材産業課<br>TEL：03-6744-2294 |

# １０．国土保全

## 水害から人命を守りたい

| No.51 | 国土交通省・内閣府 | 税制優遇 | （開始年度）平成 24 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 |
|---|---|

**制度の趣旨・背景**

最大クラスの津波については、発生から到達までの時間が極めて短く、避難のための十分な時間の確保が困難であり、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要があります。

津波防災地域づくりに関する法律による措置として協定避難施設、指定避難施設が規定されており、これらにより津波発生時における避難施設の確保を図っていますが、この措置は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ります。

**制度の内容**

■特例措置の内容

〇協定避難施設

①管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準

②協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準

について、管理協定締結後又は償却資産取得後５年間、1/2 を参酌して、1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

〇指定避難施設

①指定避難施設の避難の用に供する部分に関する固定資産税の課税標準

②指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）に関する固定資産税の課税標準

について、償却資産取得後５年間、2/3 を参酌して、1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減

| | |
|---|---|
| | 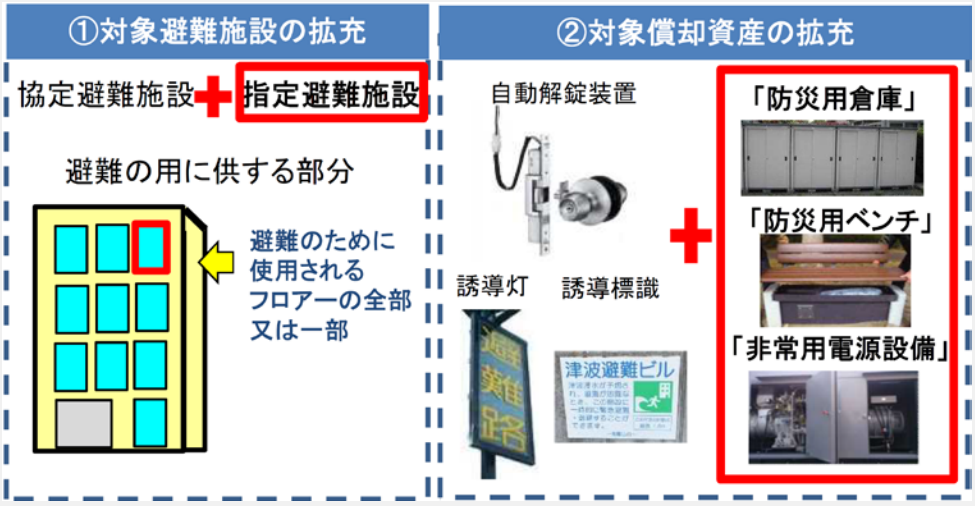 <br>■特例期間<br>・平成３０年４月１日～平成３３年３月３１日（３年間） |
| 対象となる方 | 避難施設の所有者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　水管理・国土保全局　河川環境課　水防企画室<br>TEL： 03-5253-8460 |

## 水害から人命を守りたい

| No.52 | 国土交通省 | 税制優遇 | （開始年度）平成 31 年度 |
|---|---|---|---|

| 支援の名称 | 高規格堤防整備事業の促進に係る特例措置 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができます。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮されます。<br>高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮しますが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっています。このため、本特例措置の創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するものです。 |
| 制度の内容 | 高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減額します。<br><br>■特例措置の内容<br>高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については２／３、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については１／３を、新築後５年間減額する。<br><br>■特例期間<br>・平成３１年４月１日～平成３４年３月３１日（３年間） |
| 対象となる方 | 高規格堤防整備において家屋の移転補償金を受けた者 |
| 問い合わせ先など | 国土交通省　水管理・国土保全局　治水課<br>TEL： 03-5253-8455 |

# ＜参考＞都道府県における代表的な民間支援施策

地域の防災力向上に役立ちたい

| No.1 | 徳島県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 災害時においては、自主防災組織をはじめとした地域住民による円滑な避難所運営が重要です。<br>このことから、住民主体の避難所運営体制づくりを促進するため、市町村が自主防災組織とともに、地域の様々な主体と連携し、実際の避難所でその運営体制を構築する事業をモデル的に支援します。 |
| 制度の内容 | ○補助対象事業<br>市町村と，自主防災組織や学校，企業などの地域の様々な主体が連携・協働して，実際の避難所において行う避難所運営体制の構築に係る取組が対象となる。<br>①避難所個別の運営要領の作成又は点検・見直し<br>実際の避難所（指定避難所）において，避難所運営体制を整備し，運営に必要な事項を記載した要領を作成する。<br>・運営組織の編成，班構成の決定<br>・居住空間，共有空間等の部屋（区画）割り等<br>なお，既に作成されている場合は，本事業で実施する避難所運営訓練の実施結果を踏まえて点検・見直しを行う。<br>②避難所運営訓練の実施<br>作成した運営要領に基づき，実際の避難所（指定避難所）において訓練を実施する。<br>・運営組織や班構成，居住空間の区画割り等の検証<br>・開設訓練（施設の開錠・施設点検・避難所内レイアウト・避難者の受入れ等）<br>・備蓄品操作（設備の設置・簡易トイレ組立て等）<br>③訓練用避難所資機材等の整備（任意）<br>本事業で実施する避難所運営訓練に使用する資機材等に限定する。<br>○補助率<br>補助対象経費の１／２<br>○補助限度額<br>１件当たり　１０万円～５０万円 |
| 対象となる方 | 市町村 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>徳島県　危機管理部　防災人材育成センター<br>TEL：088-683-2100<br>E-mail：bousaijinzaiikusei@pref.tokushima.jp |

地域の防災力向上に役立ちたい

| No.2 | 福島県 | その他 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **県原子力防災訓練** |
| 制度の趣旨・背景 | 防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、住民が原子力災害時に取るべき行動の周知を図ります。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>原子力発電所で事故が発生し、避難指示が出された場合を想定して、県災害対策本部の設置運営訓練、オフサイトセンター参集運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練などを実施します。<br><br>○実績（東日本大震災以降）<br>平成３０年度　富岡町<br>平成２９年度　浪江町<br>平成２８年度　広野町、楢葉町<br>平成２７年度　いわき市<br>平成２６年度　川内村<br>平成２５年度　（広報訓練のみ）　楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町<br><br> <br>県災害対策本部設置運営訓練<br> <br>住民避難訓練<br> <br>避難所及び避難中継所設置運営訓練 |
| 対象となる方 | 原子力災害対策重点区域である市町村の住民 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>福島県　危機管理部　原子力安全対策課<br>TEL：024-521-7254<br>E-mail：genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp |

地域の防災力向上に役立ちたい

| No.3 | 大阪府 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 自主防災組織リーダー育成研修 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 自主防災組織の充実強化を図るため、府内のすべての自主防災組織等を対象として、組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図るためのリーダー育成研修を実施する。 |
| 制度の内容 | ○講義内容<br>１．災害への備えについて<br>２．要配慮者への支援<br>３．自主防災組織の先進事例紹介<br>４．避難所運営ゲーム<br> |
| 対象となる方 | 自主防災組織等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>大阪府　政策企画部　危機管理室防災企画課　地域支援グループ<br>TEL：06-6944-9128<br>関連 URL<br>http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/h30zisyubousai.html |

## 地域の防災力向上に役立ちたい

| No.4 | 熊本県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域防災力強化促進事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 自主防災組織の活動の活性化を図るため、その資機材の整備や訓練等に要する経費を支援します。 |
| 制度の内容 | ○支援内容<br>・市町村が行う自主防災組織への支援事業への補助<br>・事業期間は平成 29 年度～平成 31 年度。補助上限額まで複数年度にわたり申請してもよい。<br>・事業の目的<br>①市町村と自主防災組織との顔の見える関係の構築及び連携体制の強化<br>②自主防災組織の対応力の強化<br>○支援対象経費<br>市町村が行う自主防災組織への支援事業に係る経費<br>・自主防災組織の防災資機材等の整備<br>・自主防災組織を対象とした防災訓練や講演会の実施<br>・地区防災計画の策定に資する取組　等<br>○交付要件<br>市町村が行う事業で、次の要件①、②を満たすこと。<br>①　資機材や訓練マニュアル等を整備した自主防災組織が、それらを使った活動を実施すること<br>→ 資機材であれば操作手順や使用方法の確認や防災訓練、マニュアルであれば勉強会 など<br>②　交付決定後、最低３年間、全ての自主防災組織を対象とした訓練や活動を実施すること<br>→ 情報伝達訓練（安否確認訓練）や講演会、自主防災組織連絡協議会など<br>○補助率等<br>補助率：２分の１<br>補助上限：各市町村の自主防災組織を構成する世帯数の合計により区分 |
| 対象となる方 | 自主防災組織（市町村を通じて支援を行います。） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>熊本県　知事公室 危機管理防災課<br>TEL：096-333-2112<br>E-mail：kikibosai@pref.kumamoto.lg.jp |

## 安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.5 | 新潟県 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | まちの防火対策支援事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 糸魚川大火で示された大規模延焼の危険性にかんがみ、消防、都市、住宅などの総合的な視点による防火対策の啓発を市町村と連携して実施します。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>１．講習会講師派遣事業<br>糸魚川大火での教訓を伝えるため、県民を対象とした講習会の開催にあたり、防火対策に関する学識経験者や建築専門家の派遣を行います。<br>２．ワークショップ開催支援<br>まちぐるみでの防火対策を検討するにあたり、まちの点検や住民の合意形成を支援するため、コーディネータの派遣を行います。<br>３．啓発資料の作成<br>大規模火災から身を守るための住宅の防火対策や飛び火防止策をまとめた啓発資料を作成し、広く県民への啓発を行います。 |
| 対象となる方 | ○対象者<br>県民 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>新潟県　土木部　都市局　建築住宅課<br>TEL： 025-280-5442<br>E-mail： ngt160030@pref.niigata.lg.jp<br>○関連 URL<br>http://www.chiiki.pref.niigata.jp/dukuri/library/syousai.asp?SupportNo=179 |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.6 | 宮城県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 大規模地震では，昭和５６年５月３１日以前の旧耐震基準で建築された建築物の多くで倒壊等の大きな被害が発生していることから，地震による建築物被害から人命や財産を守るために，旧耐震基準の建築物の耐震化を推進するものです。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>木造住宅の所有者等が耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替え工事（以下「耐震化工事」という。）を実施し，市町村が耐震化工事に係る費用の一部を補助する場合に，当該市町村に対し補助するものです。<br>○予算額<br>7,000 万円（平成３１年度予算）<br>○対象経費<br>耐震化工事に係る費用<br>○助成内容（最大）<br>補助金の額は，次の（１）及び（２）の額を合算した額とします。<br>（１）耐震化工事に係る費用に 25 分の３を乗じて得た額又は 15 万円のいずれか低い額<br>（２）その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合には，耐震化工事に係る費用に 25 分の２を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか低い額<br>○実績<br>平成 25 年度：196 件　平成２７年度：９１件　平成２９年度：１１５件<br>平成 26 年度：100 件　平成２８年度：９８件 |
| 対象となる方 | ○対象者<br>次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものを対象とします。<br>（１）昭和 56 年５月 31 日以前に着工された戸建て住宅<br>（２）在来軸組構法又は枠組壁構法による木造平家建てから木造３階建てまでの住宅<br>（３）耐震一般診断の上部構造評点が 1.0 未満で，改修工事施工後の上部構造評点が 1.0 以上になる住宅等 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>宮城県　土木部　建築宅地課<br>TEL：022-211-3245<br>E-mail： kentakp@pref.miyagi.lg.jp<br>○関連 URL<br>http://cms.intra.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/taishinjigyou.html |

## 安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.7 | 山形県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | がけ地近接等危険住宅移転事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内に存する住宅の移転を促進し、がけ地の崩壊等から住民の命を守ることを目的として、移転者に対し、国・県及び市町村が協調して補助金を交付するものです。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>災害危険区域等から移転する者に対し、当該危険住宅の除却費の一部、住宅の建設・購入費の一部及び土地購入費の一部を補助します。<br><br>○補助の額<br>・危険住宅の除却等に要する経費のみへの補助：　１戸当たり 802 千円<br>・危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費への補助：<br>１戸当たり 3,992 千円<br>・危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費・土地購入費への補助：<br>１戸当たり 4,952 千円<br>※それぞれの経費の１／２を国が、１／４を県と市町村がそれぞれ補助<br><br>○実績<br>H29 年度　除却：５件、建物：２件、土地：２件<br>累計　除却：1,061 件、建物：972 件、土地 407 件（S49～H29）<br>※H18～H29 は土砂災害特別警戒区域内に限定して補助 |
| 対象となる方 | 災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内にある住宅を移転する者 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>山形県　県土整備部　建築住宅課<br>TEL：023-630-2640<br>E-mail：ykenchiku@pref.yamagata.jp |

## 安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.8 | 埼玉県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | アスベスト対策推進費 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 社会問題化しているアスベスト飛散による健康被害を防止し、県民が安心・安全に生活し続けられることを目的とします。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>民間建築物の所有者に対し、吹付けアスベスト等の分析調査及び除去等工事の費用の一部を補助します。<br>○予算額　2,597 万円<br>○補助の額<br>アスベストの分析調査　全額補助<br>上限（１検体８０千円かつ１棟当たり２５０千円）<br>アスベストの除去等の工事　工事費の２／３<br>上限（１棟当たり 6,000 千円(1,000m²未満の建築物は 3,000 千円)）<br>○実績<br>平成 30 年度　分析調査　２棟、除去工事　２棟 |
| 対象となる方 | ○対象区域<br>以下の 12 市を除く埼玉県内すべての区域<br>12 市：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市<br>○対象建築物<br>用途や構造を問わず、すべての民間建築物が対象となります。<br>ただし、アスベスト除去等については、1,000m²未満の建築物の場合、定期報告(建築基準法第 12 条第 1 項)の対象となる建築物(共同住宅、寄宿舎を除く。)に限ります。 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>埼玉県　都市整備部　建築安全課　震災対策・構造指導担当<br>　ＴＥＬ：０４８－８３０－５５２５（直通）<br>　E-mail：a5510-06@pref.saitama.lg.jp<br>○関連 URL<br>　民間建築物のアスベスト除去等に対する補助制度のご案内<br>　http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/sekimenhojyo.html |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.9 | 山梨県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 住宅用自立・分散型エネルギーの導入促進 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 家庭における省エネルギーの推進や、災害時にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図ります。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>山梨県内の居住専用住宅に、エネファーム、蓄電池、Ｖ２Ｈを設置しようとする個人に対し助成します。<br>※Ｖ２Ｈ（Vehicle to Home）：電気自動車充給電設備<br><br>○助成内容<br>１台につき 10 万円以内（Ｖ２Ｈは５万円以内）<br><br>○条件等<br>① 山梨県内に住民登録している個人<br>② 県税に滞納がないこと<br>③ エネファーム、蓄電池、Ｖ２Ｈとも国の補助事業の対象機器であること<br>※ 蓄電池、Ｖ２Ｈについては、太陽光発電設備との併設が必要<br><br>○予算額<br>５５０万円<br><br>○実績<br>平成 29 年度補助実績　56 件 |
| 対象となる方 | 県内の住宅にエネファーム、蓄電池又はＶ２Ｈを設置する個人 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>山梨県　エネルギー局　エネルギー政策課<br>TEL：０５５－２２３－１５０２<br>E-mail：energy-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.10 | 富山県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 木造住宅耐震診断・改修支援事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 富山県では、古くて広い住宅が多いこと、地震に対する意識が高くないことなどから、住宅総数の約 28%(約 10 万 5 千戸)の住宅において耐震性が不足するものと推計されています（平成 25 年住宅・土地統計調査に基づく推計で住宅の耐震化率 72%)。その対応として、耐震化の促進を図ります。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>市町村と連携し、木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進するための助成制度を設けています。<br>○予算額<br>7,878 万円<br>○支援内容<br>１）耐震診断支援<br>住宅の大きさ、図面の有無により 2～6 千円の自己負担で耐震診断が行えます。<br>２）耐震改修支援<br>耐震改修、部分耐震改修工事に要する経費の 4／5 を補助します。<br>（補助金の限度額は１００万円）<br>○実績<br>１）耐震診断支援　2,866 件（H15 年度～H29 年度累計）<br>２）耐震改修支援　295 件（H17 年度～H29 年度累計） |
| 対象となる方 | 耐震診断・耐震改修とも以下の住宅が対象です。<br>・木造一戸建で、平屋建て又は 2 階建てのもの<br>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの<br>・在来軸組工法によるもの（伝統工法によるものも含みます） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>富山県　土木部　建築住宅課　建築指導係<br>TEL：076-444-3356<br>○関連 URL<br>http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00002134.html |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.11 | 石川県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 大規模建築物の耐震改修の補助 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施できるよう、耐震改修工事に対し補助を行います。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院又は市町と災害協定を締結した建築物が耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。<br><br>○補助額<br>市町が負担する額（国交付金を除く）の 1/2 以内、かつ交付金対象事業費の5.75%以内<br>（参考）国直接補助 21.8%、社会資本整備総合交付金 11.5%、<br>地方負担１１．５％（県 5.75%、市町 5.75%）<br><br>○実績<br>金沢市内 １件（H29）<br>七尾市内 １件（H30） |
| 対象となる方 | 以下のいずれにも該当する所有者等に対して、補助を行います。<br>① 建築物の耐震改修促進に関する法律附則第３条第１項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者等<br>② 病院、又は①の所有者等と所在する市町とにおいて、災害時に当該市町の要請に応じた支援を行う旨の協定を締結したもの。 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>石川県　土木部　建築住宅課<br>TEL：076-225-1778<br>E-mail：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.12 | 愛知県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域ぐるみ耐震化支援事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 減災協議会において、地域全体の耐震化を進め、かつ耐震化促進手法を開発し、耐震化を一層進めることを目的としています。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>自治体、地域組織（学区、自主防災会、自治会、消防団など）が行うローラー作戦（耐震診断・改修の啓発のための戸別訪問）や、地域組織、各種団体が実施する耐震化のための学習会・相談会などの実施費用を助成します。<br><br>○予算額<br>１００万円（平成２９年度、他事業分含む）<br><br>○助成額<br>上限 10 万円<br><br>○実績<br>平成 26 年度：　５団体に助成<br>平成 27 年度：　実績なし<br>平成 28 年度：　２団体に助成<br>平成 29 年度：　１団体に助成 |
| 対象となる方 | 耐震化のため事業を行う組織（各種団体、学区、町内会等） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>愛知県　建設部　建築局　住宅計画課<br>TEL：０５２－９５４－６５４９<br>E-mail：jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp |

| No.13 | 香川県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、建築物の耐震化を促進します。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>市町と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修等に取り組む者に対して補助を行います。<br>○予算額<br>5,100 万円<br>○助成内容<br>耐震診断又は補強設計　補助率２／３かつ 4,000 千円を限度<br>耐震改修　　補助率２／３かつ 60,000 千円を限度<br>○条件等<br>建築基準法の違反がないことなど<br>○実績<br>平成 23 年度～平成 29 年度の７年間で 27 件の助成 |
| 対象となる方 | 昭和 56 年５月以前に建てられた緊急輸送道路沿道の共同住宅や建築物（地震により倒壊したときに道路の中心線を超える高さのもの等） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>香川県　土木部　建築指導課<br>TEL：087-832-3612<br>E-mail：kenchiku@pref.kagawa.lg.jp<br>○関連<br>http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kenchikushidouka/index.shtml |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.14 | 長崎県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 災害危険住宅の移転を促進するため、災害危険住宅の移転に要する資金の融資を円滑にする等の助成措置を講じ、もって住民の生命の安全を確保することを目的とします。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>がけ崩れにより、住民の生命に危険を及ぼす虞のある区域内に建つ危険住宅を安全な場所に移転させるため、移転者の住宅移転経費に対して、国、県及び市町が補助金を交付するものです。<br><br>○助成内容<br>・補助率　国 1/2、地方 1/2（県 1/4、市町 1/4）<br>・補助上限　除却：802 千円、建物：3,190 千円、土地：960 千円<br><br>○実績<br>除却：５１８件、建物：５０５件、土地：１３３件（S47～H28） |
| 対象となる方 | 1．建築基準法第 39 条の規定により災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅<br>2．建築基準法第 40 条に基づく条例の基準に適合しない昭和 35 年 9 月 30 日以前に建築された住宅<br>3．土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅<br>4．地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>長崎県　土木部　砂防課、建築課<br>TEL：095-894-3076（砂防課）、095-894-3093（建築課）<br>E-mail：sabo@pref.nagasaki.lg.jp（砂防課）<br>naga-kenchiku1@pref.nagasaki.lg.jp（建築課） |

## 安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.15 | 熊本県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 耐震改修促進法の改正（平成２５年１１月２５日施行）に伴い、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられている病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物等の耐震改修等を行う者に対して、国の補助等の制度を活用し、補助を行う市町村に対し助成します。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>耐震改修促進法で耐震診断を義務付けられた民間の大規模建築物の耐震改修等に補助する市町村に対して助成します。<br>○予算額<br>2,598 万円<br>○補助対象経費<br>■補強設計の補助スキーム<br>国（交付金）１／３ ／ 国（上乗せ補助金）１／６ ／ 県１／６ ／ 市町村１／６ ／ 所有者１／６<br>■耐震改修の補助スキーム<br>国（交付金）11.5％ ／ 国（上乗せ補助金）21.8％ ／ 県 5.75% ／ 市町村 5.75% ／ 所有者55.2％<br>※交付金：社会資本整備総合交付金、上乗せ補助金：耐震対策緊急促進事業補助金<br>○補助額<br>補助対象経費に上記補助率を乗じた額以内。<br>○実績<br>平成 30 年度　補強設計（１件）、耐震改修（１件） |
| 対象となる方 | ○対象建築物<br>病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する合計延べ面積５，０００㎡以上の大規模な建築物等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>熊本県土木部建築住宅局建築課<br>TEL：096-333-2535<br>E-mail：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.16 | 石川県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 住宅の耐震診断や改修の補助 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 昭和 56 年以前に建てられた住宅について耐震診断や耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行う（石川県住宅・建築物耐震化促進事業）。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>１．.耐震診断<br>事業内容：「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）等に則した耐震診断に対して、県（間接補助）と市町が合わせて支援を行います。<br>補助の金額：各市町により異なりますが、多くの市町では原則無料の簡易診断制度も実施しています。詳しくはお住まいの市町の住宅担当課へお問い合せ下さい。<br><br>２．耐震改修<br>事業内容：耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された住宅の耐震改修に対し、県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。<br>補助の金額：各市町により異なりますが、補助率 10/10・補助限度額１５０万円などの助成を行います。詳しくはお住まいの市町の住宅担当課へお問い合せ下さい。 |
| 対象となる方 | ○対象者<br>・耐震診断・耐震改修ともに、昭和 56 年５月 31 日以前に工事着手した住宅<br>・その他、各市町が要綱で定める要件を満たすこと |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>石川県　土木部　建築住宅課<br>TEL： 076-225-1777<br>E-mail： kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp<br>関連 URL<br>http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shinsei/y-kenjuu/matidukuri2.html<br>○問合せ先・申し込み先<br>お住まいのある各市町の窓口（上記 URL をご覧ください。） |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.17 | 大阪府 | 格付け・表彰 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 大阪府防災力強化マンション認定制度 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 防災性の向上と災害に強い良質なマンション整備を誘導するため、耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備･施設等の整備など、防災力が強化されたマンションを大阪府が認定する制度です。<br>計画認定及び認定を受けたマンションは、大阪府のホームページで情報発信するとともに、防災力の高いマンションであることを購入希望者の方等に PR できます。 |
| 制度の内容 | ○認定基準<br>次の各項目に関し、一定の基準を満たすこと（詳細はホームページをご覧ください。）<br>①建物の構造に関する基準<br>・「耐震性」、「耐火性」<br>②建物内部の安全性に関する基準<br>・「住戸内の地震対策」、「エレベーター」、「防災倉庫の設置」、「救出・救助資器材の保管」<br>③災害に対する備えに関する基準<br>１）災害後３日間の生活維持を図る備え<br>・「飲料水の確保」、「食糧、食事の確保」、「し尿処理」、「生活用水の確保」、「一時避難場所の確保」<br>２）高層住戸の災害後の生活の確保について<br>・「高層階用防災倉庫の確保」、「生活場所の確保」、「災害後も使用できるエレベーター」<br>④津波避難対策に関する基準<br>・市町から要請があった場合は、津波避難ビルの指定を受けること<br>⑤防災アクションプランの策定に関する基準<br>以下について明文化し、管理規約等に定めていること<br>・「計画の目標」、「計画の位置づけ」、「マンションの概要」、「マンション周辺の防災関連情報」、「マンションが備える防災性能」、「防災設備」、「備品・備蓄物資一覧」、「災害に対する備え」、「地域への貢献について」 |

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | ○認定の対象となるマンション<br>次の要件のすべてに該当するもの<br>① 建築物の延べ面積の２分の１以上が住宅の民間マンション（新築・既存、分譲・賃貸を問いません。）<br>② 住宅性能評価（設計・建設性能評価とも、または既存住宅に係る建設性能評価）を受けるマンション |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>大阪府　住宅まちづくり部　都市居住課　安心居住支援グループ<br>TEL： 06-6941-0351（内線 3033）<br>関連 URL<br>http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/bousairyokukyoka/ |

安心して暮らせる住環境を整備したい

| No.18 | 熊本県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 土砂災害危険住宅移転促進事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進します。 |
| 制度の内容 | ○補助対象<br>レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅（賃貸住宅を除く）。<br><br>○交付要件<br>・現在お住まいの住宅の除却<br>・県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転<br><br>○補助内容<br>・移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費<br>・移転経費（動産移転費等）<br>・アパート等の賃貸費（1 年間）<br>・現在のお住まいの住宅の除却費等<br>・最高 300 万円 |
| 対象となる方 | 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅（賃貸除く）にお住まいの方 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>熊本県　土木部　河川港湾局　砂防課　防災管理班<br>TEL：096-333-2553<br>○関連 URL<br>http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11088.html |

## 災害に強い医療拠点を整備したい

| No.20 | 千葉県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 災害拠点病院施設設備整備事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 災害時の医療拠点となる災害拠点病院として必要な施設・設備の整備に係る経費を助成します。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>災害時に多発する重篤救急患者の救命救急を行うため、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設設備整備に対する補助を行います。<br>○予算<br>１６５７．２万円<br>○内容<br>国庫補助基準による |
| 対象となる方 | ○補助対象<br>災害拠点病院として必要な耐震補強、自家発電装置、備蓄倉庫、受水槽等の施設整備及び医療機器等設備整備に要する費用が補助対象です。<br><br>○地域災害拠点病院（２２病院）<br>高度な診療機能、重症傷病者の受入機能、医療救護班の派遣機能、応急資器材等の貸出機能を有する病院です。<br><br>○基幹災害拠点病院（４病院）<br>地域災害拠点病院における各機能に加え、要員の訓練、研修機能を有する病院です。<br><br>施設整備：耐震補強工事、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、研修部門、ヘリポート等<br>設備整備：医療用機器、簡易ベッド、発電機、救急セット等の備品 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>千葉県　健康福祉部　医療整備課<br>TEL：043-223-3879<br>E-mail：ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp |

## 災害に強い医療拠点を整備したい

| No.21 | 和歌山県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 防災訓練等参加支援事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への DMAT の参加を促進し、災害に強い医療体制の整備を図ります。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>大規模地震時医療活動訓練等の大規模災害を想定して実施される防災訓練等への DMAT の参加を促進するため、訓練参加経費を助成します。<br><br>○予算<br>８３万円<br><br>○助成内容<br>国が主催する総合防災訓練に参加するために必要となる旅費、燃料費、通信運搬費などを助成します。<br><br>○条件等<br>DMAT 指定医療機関。<br><br>○主な実績<br>以下の参加費用を支援しました。<br>平成 28 年度：５チーム<br>平成 29 年度：６チーム<br>平成 30 年度：１１チーム |
| 対象となる方 | ○対象機関<br>DMAT 指定医療機関を対象とします。 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>和歌山県　医務課<br>TEL：073-441-2604<br>E-mail：okada_s0021@pref.wakayama.lg.jp |

## 災害に強い医療拠点を整備したい

| No.22 | 広島県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **南海トラフ巨大地震への対応など津波対策に必要となる医療機関の施設整備，設備整備** |
| 制度の趣旨・背景 | 津波災害発生時においても，災害拠点病院及び二次救急医療機関が，それぞれの被害の状況に応じた役割を担うことができるよう，施設，設備の整備を実施することで，災害時の医療体制を確保する必要があります。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>津波による浸水が想定される医療機関の自家用発電設備や受水槽，備蓄倉庫を上層階へ移設・設置することで，浸水・孤立時等においても安定した医療の提供が行うことのできる体制を構築します。<br><br>○事業費<br>901,300 千円<br><br>○助成内容<br>移設に要した費用の 1/2<br><br>○整備内容<br>自家発電装置の移設・移設，ヘリポートの設置，受水槽の設置等<br><br>○主な実績<br>H25～H28 までに６病院に補助 |
| 対象となる方 | ○対象施設<br>災害拠点病院，二次救急医療機関 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>広島県　健康福祉局　医療介護計画課<br>TEL：082-513-3081（医療連携グループ）<br>E-mail：fuiryoukeikaku@pref.hiroshima.lg.jp |

# 再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

| No.23 | 神奈川県 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | かながわソーラーバンクシステム |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 神奈川県では、太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただくために、「かながわソーラーバンクシステム」（以下「ソーラーバンクシステム」といいます。）を運用しています。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただく「かながわソーラーバンクシステム」を運用します。<br>・かながわソーラーバンクシステム登録プラン見積申込みの受付<br>かながわソーラーバンクシステムで登録されたプランについて、見積申込みを受け付け、事業者に送付します。<br>・事業者が無料で見積書を作成し、申込者に提示<br>・太陽光発電設備の設置に関する一般的相談等<br>県民や県内事業者からの太陽光発電設備の設置に関する一般的・個別的相談を受け付けます。<br>・太陽光発電設備の設置支援<br>かながわソーラーバンクシステムで登録されたプランの紹介など、太陽光発電設備の設置を積極的に支援します。 |
| 対象となる方 | 太陽光パネルメーカー、販売店、施工業者 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>神奈川県　産業労働局　産業部　エネルギー課　太陽光発電グループ<br>TEL：045-210-4090<br><br>○関連 URL<br>・かながわソーラーバンクシステム<br>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f360844/ |

## 再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

| No.24 | 奈良県 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域エネルギー資源活用アドバイザー派遣事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 再生可能エネルギー（再エネ）の県内の多くの地域への導入を促進する一助として、県が再エネに精通した専門家をアドバイザーとして登録しています。<br>地域で取り組む際に再エネに関する理解促進と専門的な相談や情報提供等のサポートを行うため、要請に応じて派遣します。 |
| 制度の内容 | ○アドバイザーの業務<br>アドバイザーは、次のいずれかに該当する活動のために派遣するものとします。<br>①再エネ啓発等の講演会、イベントまたは研修会等における講演・講義<br>②地域において再エネの導入を検討する事業における指導・助言 |
| 対象となる方 | ○派遣対象者<br>奈良県内の以下の団体を対象といたします。<br>①市町村<br>②県内に事業所を置く法人<br>③各種団体<br>④地域の任意団体（自治会、水利組合等）<br>⑤①～④のいずれかで構成する協議会・実行委員会等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>奈良県　地域振興部　エネルギー・土地水資源調整課<br>TEL：0742-27-8016<br>○関連 URL<br>・地域エネルギー資源活用アドバイザー派遣事業<br>http://www.pref.nara.jp/39522.htm |

## 再生可能エネルギーで自立電力を確保したい

| No.25 | 栃木県 | 融資・税制優遇 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 再生可能エネルギーの導入促進に資する融資制度 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に対する支援を行います。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>「栃木県環境保全資金」により、中小企業者等が再生可能エネルギー発電施設を設置する事業に融資を行います。<br>○予算<br>２億円<br>○支援内容<br>再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策や災害に強い地域づくりを推進するため、再生可能エネルギー発電施設を設置する中小企業者等を、長期・低利の資金融資により支援します。<br>所要経費の９０％以内で、５００万円以上１億円以下の範囲で融資します。 |
| 対象となる方 | ○融資の対象となる事業<br>再生可能エネルギー源（太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力）による発電施設（自家消費を含む）の設置。<br>○資金を利用できる事業者<br>次のいずれにも該当する中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めた方。（中小企業団体にあたっては、１を除く。）<br>１ 栃木県内で、原則として１年以上引き続いて現在の事業を営んでいる<br>２ 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する<br>３ 県税を滞納していない<br>４ 事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない（知事がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。） |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>栃木県　地球温暖化対策課　計画推進担当<br>TEL：028-623-3186<br>E-mail：chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp<br><br>○関連 URL<br>・栃木県環境保全資金（再生可能エネルギー発電施設設置）のご案内<br>http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozennsikinhatudennsisetu.html |

## 再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

| No.26 | 愛媛県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助** |
| 制度の趣旨・背景 | 太陽光発電については、導入が進んでいるものの、その他の種別については、資源調査に時間や経費がかかることもあって導入が進んでいないことから、事業検討を後押しするため、バイオマスや小水力等の再生可能エネルギー及び水素エネルギーを活用した事業の導入可能性調査に対する補助を実施します。 |
| 制度の内容 | ○事業内容<br>再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入促進を図るため、民間企業等が実施する導入可能性調査に要する経費に対して補助を実施。<br>・補助対象　風力発電（20kw 未満）、小水力発電（1,000kw 以下）、バイオマス発電・熱利用、地熱発電、潮流発電及び水素エネルギーの導入に向けた可能性調査<br>・補助の方法　補助対象経費の 1/2（上限 2,000 千円） |
| 対象となる方 | ○補助対象者<br>市町、法人、個人、団体 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>愛媛県　県民環境部 環境政策課 温暖化対策グループ<br>TEL：089-912-2349 |

## 災害時にも燃料供給できるよう一定量を備蓄したい

| No.27 | 群馬県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 平成２６年度に実施された国の補助事業と連携し、平成２７年度から実施している事業です。<br>災害時における緊急車両等への安定・迅速・確実な燃料供給を図ることを目的としています。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>災害発生時において、地域における石油製品の供給拠点となり、重要な施設等に優先給油を行う中核給油所等に一定量の燃料を備蓄するための管理費を県が補助することにより、災害時における緊急車両や重要施設に対する優先給油をより確実なものとします。<br>○補助額<br>国：備蓄燃料の購入費用及び初年度管理費用を補助<br>県：２年目～５年目の管理費用を補助（１施設につき上限 6,000 円、石油組合は上限６０,０００円）<br>○実績<br>平成２７年度<br>補助対象：県内５７施設（中核給油所４９施設、小口配送拠点８施設）、群馬県石油協同組合<br>補助金額：４０．２万円<br>平成２８年度<br>補助対象：県内５７施設（中核給油所４９施設、小口配送拠点８施設）、群馬県石油協同組合<br>補助金額：４０．２万円<br>平成２９年度<br>補助対象：県内５７施設（中核給油所４９施設、小口配送拠点８施設）、群馬県石油協同組合<br>補助金額：４０．２万円 |
| 対象となる方 | ○対象施設<br>中核給油所４９施設、小口配送拠点８施設、合計５７施設を対象とします。 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>群馬県　産業経済部　産業政策課<br>TEL：027-226-3314<br>E-mail： sangyo@pref.gunma.lg.jp<br>○関連 URL<br>http://www.pref.gunma.jp/05/g0100030.html |

## 地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

| No.28 | 青森県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 創業・成長産業推進金融対策事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。<br>○条件<br>融資限度額：５千万円<br>融資期間　：運転１０年以内（うち据置期間２年以内）<br>設備１５年以内（うち据置期間３年以内）<br>融資利率　：年０．９％<br>（創業する事業のうち、若者・女性・シニア・ＵＩＪターンによる場合には 0.7％）<br>（各市町村が設置する創業相談窓口を利用し融資を受ける場合には 0.8％）<br>（雇用創出要件を満たす場合には 0.7％又は 0.5％）<br>（３者連携協定（２１あおもり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会）に関する融資を受ける場合には 0.8％）<br>（金融機関提案枠の場合には上限０.９％として各金融機関が定める利率）<br>信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90％）の３０％又は４０％を県が補助 |
| 対象となる方 | ○補助対象<br>①創業、②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野<br>③法令認定・補助採択事業、④新分野進出、⑤新商品・新技術等の開発・事業化<br>⑥再生可能エネルギー発電設備導入（太陽光発電を除く）<br>⑦働き方改革推進事業の一部、⑧生産性向上を図る取組の一部<br>⑨金融機関提案枠 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>青森県　商工労働部　商工政策課　　TEL：017-734-9368（直通）<br>○関連 URL<br>・県と市町村が保証料等を補助します<br>http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html |

## 地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい

| No.29 | 京都府 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 連携型ＢＣＰに向けた京都府と地元４金融機関との意見交換会の開催 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 京都府と京都銀行との包括協定を契機に、京都府信用金庫協会の会員３信用金庫を加えた４金融機関で意見交換会を開催し、平成 28 年３月 29 日に府と４金融機関で相互支援協定を締結しています。地元金融機関による連携型 BCP について府としても協力、支援を行います。 |
| 制度の内容 | ○検討内容<br>・連携型ＢＣＰの組織体制<br>・災害時の情報集約（被害状況（店舗、ATM）の取りまとめ）<br>・災害時の金融機関の共同運用（仮店舗の共同出店、メール便の共同運行）等<br>○開催<br>・H26.10.29～H31.1.29（計 14 回開催） |
| 対象となる方 | ○構成員<br>・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授<br>（株）京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都府府民生活部防災消防企画課<br>オブザーバー：日本銀行京都支店、財務省近畿財務局京都財務事務所 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>京都府　府民生活部　防災消防企画課<br>TEL：075-414-4475<br>E-mail：bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp<br>○関連 URL<br>・連携型 BCP に向けた地元金融機関の意見交換会について<br>http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/bessi4.pdf |

## 中小企業者に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

| No.30 | 山梨県 | 融資・税制優遇 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **山梨県商工業振興資金<br>経済変動対策融資（経済危機災害復旧関係）** |
| 制度の趣旨・背景 | 災害発生時の企業活動の停止や売上減などに対応した融資制度です。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>県と金融機関が協調し、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。<br>県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。<br>金融機関に申し込み、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。<br>○予算（融資枠）<br>90 億円（経済変動対策融資全体の融資枠）<br>○条件等<br>年利 1.4%、貸付限度額設備運転共 5,000 万円、償還期間設備 10 年以内（据置 1 年）・運転 7 年（据置 1 年）<br>○主な実績<br>平成 26 年度　災害関係融資　45 件、342,710 千円 |
| 対象となる方 | ○補助対象<br>県内に事業所があり、1 年以上事業を営んでいる中小企業者、組合及び NPO 法人で、次のいずれかに該当する者<br>①　経済産業大臣が指定する地域内において、１年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として１か月間の売上高等が前年同月比で２０%以上減少しており、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期比で２０%以上減少することが見込まれる者<br>②　激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第２条第１項の規定に基づく指定区域内において、１年以上の実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者<br>③　大規模な経済危機又は災害等により、中小企業信用保険法第２条第６項で定める特例中小企業者として認定を受けた者 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>山梨県　産業労働部　商業振興金融課<br>TEL：055-223-1538<br>E-mail：shougyo@pref.yamanashi.lg.jp<br>○関連 URL<br>https//www.pref.yamanashi.jp/shougyo/sinkousikin/sinkousikin.html |

# 中小企業者に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

| No.31 | 愛媛県 | 融資・税制優遇 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | チャレンジ企業支援資金 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 前向きな投資にチャレンジする方を応援します。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>一定の要件を満たしていると県が評価した事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、災害の事前防止や復旧等に対応した施設・設備の導入や改善、又は資機材や燃料の備蓄等を行う際に低利の融資を行う。 |
| 対象となる方 | 愛媛県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>愛媛県 経済労働部 経営支援課<br>TEL：089-912-2480<br>○関連 URL<br>https://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/taisaku.html |

## データセンターやコールセンターを分散・増設したい

| No.32 | 北海道 | 補助金等 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **企業立地促進費補助金<br>（データセンター事業、コールセンター事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 北海道内でのデータセンターやコールセンターの新増設に対する補助を行います。 |
| 制度の内容 | ○助成内容<br>（1）道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの<br>データセンター事業の助成額は以下になります。<br>・一般型（対象要件：投資額１０億円以上、雇用増５人以上）<br>新設の場合は投資額×１０％（限度額３億円）<br>増設の場合は投資額×５％（限度額１億５千万円）<br>・環境配慮型（対象要件：投資額 20 億円以上、雇用増５人以上）<br>新設の場合は投資額×１０％（限度額５億円）<br>増設の場合は投資額×５％（限度額２億５千万円）<br>（2）特別対策地域および企業立地促進法適用地域又は地域未来投資促進法適用地域<br>（対象要件：投資額２千５百万円以上、雇用増５人以上）<br>データセンター事業・コールセンター事業の助成額は以下になります。<br>・投資額×４％（限度額１億円）<br>・１人当り５０万円（６人目から支給、限度額５千万円）<br>・特別対策地域に該当し、かつ企業立地促進法適用地域又は地域未来投資促進法適用地域特例（新設のみ）<br>投資額×８％（限度額１億円） |
| 対象となる方 | ○対象業種<br>・データセンター事業　　・コールセンター事業<br>○対象地域<br>①特別対策地域<br>特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。<br>②企業立地促進法適用地域又は地域未来投資促進法適用地域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る）<br>「企業立地促進法」又は「地域未来投資促進法」に基づき国の同意を得た基本計画を作成した地域をいいます。<br>※特認事業者とは、地域未来投資促進法第 13 条第４項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>北海道　経済部　産業振興局　産業振興課<br>TEL：011-204-5328<br>E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp<br>○関連 URL<br>・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要<br>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm |

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい

| No.33 | 北海道 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域づくり総合交付金<br>（生活環境整備・地域づくり事業） |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 「地域づくり総合交付金」は、北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成 22 年度からスタートした制度です。<br>地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援するものです。 |
| 制度の内容 | ○事業内容<br>市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。（このメニューについては、ソフト系事業のみ対象）<br>○交付限度額 |

| 事業主体 | 上限額 | 下限額 |
|---|---|---|
| 単一市町村 | 500 万円 | 50 万円 |
| 一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 | 1,000 万円 | |
| 総合振興局長・振興局長が適当と認める者 | 300 万円 | 10 万円 |

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | ○交付対象者<br>総合振興局・振興局長が適当と認める者<br>※本道では、１４の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。<br>○交付対象事業<br>地域情報化推進事業 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>北海道　総合政策部　地域振興局　地域政策課<br>TEL：011-206-6404（直通）<br>○関連 URL<br>・地域づくり総合交付金<br>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm |

| No.34 | 愛知県 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 防災学習システムによる情報提供 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 南海トラフ地震の被害予測や建物倒壊のシミュレーションなど、視覚的に行う防災啓発です。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>住んでいる地域周辺の防災マップの閲覧、東海・東南海地震が起こったときの自宅の様子をシミュレーションする建物倒壊シミュレータ、地域の防災情報や安全情報についてみんなで書き込み共有できる地域防災の広場、防災に関する各種ビデオコンテンツの閲覧を行うことができます。<br>○予算<br>当初整備費　２，９１８万円<br>○支援内容<br>愛知県民の防災学習<br>○主な実績<br>提供時期　通年<br>利用実績　アクセス件数<br>年間平均７５，８５４件（平成２０年度～２９年度） |
| 対象となる方 | ○対象者<br>愛知県にお住まいの方（特に、東海・東南海地震による被害が大きいと思われる尾張地方、海部地方、知多地方、西三河地方、東三河地方にお住まいの方） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>愛知県　防災局　防災危機管理課<br>TEL：052-954-6190<br>E-mail：bosai@pref.aichi.lg.jp<br>○関連 URL<br>・愛知県防災学習システム<br>http://www.quake-learning.pref.aichi.jp/ |

## 本社等の重要拠点を移転・分散させたい

| No.35 | 山梨県 | 融資・税制優遇 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 本社機能移転等の推進 |
|---|---|

**制度の趣旨・背景**

東京圏から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進します。

**制度の内容**

○優遇措置を受ける条件等

・県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、県の承認を受けること。

【承認を受ける条件】：本社機能（本社オフィス、研究所、研修所等）の整備を伴う移転・拡充により増加する従業員数が 10 人以上（中小企業は５人以上）移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること　など

○優遇措置の内容

１　国税（法人税）　※全国一律

| | 移転型（東京 23 区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|---|---|---|
| 1)オフィス減税 | ・対象：投資額 2,000 万円（中小企業 1,000 万円）以上<br>・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 25%又は税額控除７% | ・対象：同左<br>・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却１5%又は税額控除４% |
| 2)雇用促進税制 | ・対象：地方拠点の当期増加雇用者１人あたり<br>・税額控除：企業全体の従業員増加率≧10%　60 万円／人、　＜10%　30 万円／人<br>※移転型の場合は更に 30 万円／人を追加（その追加分は３年間継続） | |

２　地方税（県税）　※本県独自の税率　全国トップレベル

| 移転型（東京 23 区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|---|---|
| ・不動産取得税<br>・事業税　　課税免除<br>・固定資産税 | ・不動産取得税（本来税率の 1/20）<br>・固定資産税（本来税率の 1/20） |

３　産業集積助成金　※本県独自の制度　（県外からの本社機能の移転に限る）

・新たに土地取得した場合　（建物投資額×10%）　＋　（設備投資額×10%）
・空きオフィス等を取得した場合　（建物投資額×５%）　＋　（設備投資額×10%）
・賃借の場合　建物等の賃借料×１／２（年上限 1,000 万円×3 年まで）　を助成

○主な実績

H27.11.27「山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画」（地域再生計画）が国に認定される
H28.２議会　地方税の不均一課税に必要な条例制定
認定案件　拡充型６件　移転型１件　（H31.3.31 現在）

**対象となる方**

山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画で示す、地方活力向上地域内へ、東京 23 区から移転する企業及び県内で事業拡充する企業

**問い合わせ先など**

○所管
山梨県　産業労働部 企業立地・支援課
TEL：055-223-1472
E-mail：sangyo-rt@pref.yamanashi.lg.jp

○関連 URL・関連資料
・本社機能の移転・拡充をお考えの事業者の皆様へ
https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/tiikisaiseikeikaku.html
・本社機能の移転等に対する優遇措置を受けるまでの流れ
http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikeikakuimage.pdf
・山梨県地域再生計画　（概要版）
http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikei-gaiyou.pdf

地元に貢献できる建設業を続けていきたい

| No.36 | 徳島県 | 格付け・表彰 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 徳島県建設業 BCP 認定制度 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 「南海トラフ巨大地震」の発生が切迫する本県では、大規模災害発生時に建設企業の活躍が大いに期待されるところであり、個々の建設企業が自社の事業の継続や早期回復を目指すだけでなく、被災後の道路啓開作業をはじめとする復旧活動を迅速に行うためには、あらかじめ BCP を策定し、体制を整えておくことが重要となります。 |
| 制度の内容 | ○支援策の内容<br>・建設業に特化した本県独自の「BCP 作成ガイド」の策定<br>「徳島県建設業ＢＣＰの作成ガイド（30 年度版）」<br>・建設業 BCP 策定のための研修会の開催<br>・建設業 BCP 認定制度に関する「相談窓口」の設置<br>○実績<br>・認定企業　128 社（平成 29 年度末、四国建設業 BCP 等審査会の認定によるみなし企業含む。）<br>○その他<br>・土木一式工事の格付けが「特Ａ級」及び「Ａ級」の県内企業のみが参加する総合評価落札方式の入札で、認定企業を評価 |
| 対象となる方 | ○対象<br>徳島県内に本社を有する土木一式工事の格付けが「特Ａ級」及び「Ａ級」の建設企業<br>※「四国建設業ＢＣＰ等審査会」の認定企業については，その有効期間内において，本県建設業ＢＣＰの認定企業とみなします。（経常ＪＶとして認定を受けている企業を除きます。） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>徳島県　県土整備部　建設管理課<br>TEL：088-621-2523<br>○関連 URL<br>・平成２９年度　「徳島県建設業 BCP」認定企業について：<br>https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2017021700107/ |

## 地元に貢献できる建設業を続けていきたい

| No.37 | 愛媛県 | 格付け・表彰 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 愛媛県建設業 BCP 等審査 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とします。 |
| 制度の内容 | ○認定証の発行<br>審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を発行します。<br>○認定証の有効期限<br>新規は認定証の交付日（審査会開催日と一致）から２年後の月末日、継続更新は新認定証の交付日（旧認定証の有効期限と一致）から３年後の月末日とします。<br>○認定によるメリット<br>建設業 BCP の認定業者は、災害時における施工能力の高さが現れたものであることから、設計金額 3,000 万円以上の土木一式工事の総合評価落札方式において加点評価します。<br>○実績<br>平成 30 年 11 月 1 日現在、約 67%の認定率となっています。 |
| 対象となる方 | ○対象<br>・愛媛県における平成 29・30 年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「A 等級」及び「B 等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社<br>※愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は 80 人以上とします。<br>※「四国建設業 BCP 等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>愛媛県　土木部　技術企画室　企画調整係<br>TEL：089-912-2646<br>E-mail：gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp<br>○関連 URL<br>・えひめ建設業 BCP 等に関する各種お知らせ<br>http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html<br>・愛媛県建設業 BCP 等審査要綱<br>http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/documents/youkou_h28.pdf |

## 地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

| No.38 | 京都府 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 京都 BCP の推進、京都 BCP 行動指針の策定 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 京都 BCP は、「京都」全体に BCP の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する新たな防災の取組です。京都 BCP を具体化するため、京都 BCP 検討会議を設置し、復旧・復興のベースとなる雇用と経済活動を対象とした「京都 BCP 行動指針」を策定し、平成 26 年府防災会議で決定しました。<br>【京都 BCP 行動指針】<br>・行動指針は、各企業等や行政が取り組むことが望ましい行動のガイドライン<br>・「平常時」「緊急対応時」「復旧･復興期」のフェーズごとに、リスクの認識、BCP の充実、経営資源（ひと・もの・かね・情報）や地域連携の要点について整理 |
| 制度の内容 | ○内容<br>・平成 26 年度から「京都 BCP 検討会議」を「京都 BCP 推進会議」に移行<br>京都 BCP 行動指針を踏まえ、経済界等の意向を確認しながら、企業への普及啓発やＢＣＰの策定を支援していきます。<br>・当面の取組<br>〈連携型 BCP の取組推進〉<br>経済団体との災害時の情報共有体制の確立、金融機関及びライフライン事業者との連携強化（災害時の情報共有やリエゾン派遣のルール化、災害応急対応の連携、図上訓練の実施等）、長田野工業団地での連携型ＢＣＰの推進、京都ＢＣＰ企業交流会の開催<br>〈個別 BCP 策定支援〉<br>BCP 策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会・BCP 策定支援ワークショップの実施等<br>〈共通事項〉　地域防災計画への反映、広報・啓発事業の実施 |
| 対象となる方 | ○京都ＢＣＰ推進会議構成員<br>・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授<br>京都大学防災研究所 牧 紀男 教授<br>経済団体、地元金融機関、ライフライン事業者、京都府、京都市　等<br>○京都ＢＣＰ行動指針対象者<br>地方自治体、民間事業者 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>京都府　府民生活部　防災消防企画課<br>TEL：075-414-4475<br>E-mail：bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp<br>○関連 URL<br>・京都 BCP（企業のための防災のページ）<br>http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/kyotobcp.html<br>・京都 BCP 行動指針<br>http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/bcpshishinn.pdf |

## 地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

| No.39 | 大阪府 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 企業等のBCP策定支援、BCP勉強会・研修会への講師派遣 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 大阪府では、商工会・商工会議所等と連携して中小企業のＢＣＰの取り組みを支援しております。是非ご活用ください。<br>○ 事前の備えが大事です！<br>地震をはじめとした自然災害等は、事業の中断や撤退、廃業をも招く恐れがあります。<br>緊急時に被害を最小限にとどめ、重要業務の継続、早期復旧を図るには、事前にBCPを策定・運用することが重要です。<br>○ 企業の経営力強化にもつながります！<br>「中小企業白書」（平成28年６月）によると、稼げる中小企業はリスクへの対策を行い、業務の効率化や人材育成、売上の拡大にもつなげていると指摘されています。平時の経営改善の一環としても、積極的に取り組むことが必要です。 |
| 制度の内容 | ○【企業】　ＢＣＰセミナー・ワークショップの開催<br>商工会・商工会議所等と連携してBCPセミナー・ワークショップを開催しています。<br>○【企業】　ＢＣＰ策定支援（専門家派遣）<br>大阪府商工会連合会と連携して実施している、専門知識を持った経営指導員及び専門家によるBCP策定の支援を是非ご活用ください。<br>策定支援メニューは３コースあります。<br>・簡易版BCP策定支援（Ａコース）<br>２日間支援　／　費用：無料<br>地震の発生に備え、従業者が被災時にまず実施しなければならない初動対応に重点を置いた簡易版のBCP策定支援<br>・BCP策定支援（Ｂコース）<br>４日間支援　／　費用：30,000円（税抜）<br>脅威が発生した時の影響を事前に分析し、緊急事態に対処するための組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や初動対応に重点を置いたBCP策定支援<br>・BCPブラッシュアップ支援（Ｃコース）<br>２日間支援　／　費用：無料<br>策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援<br>・レジリエンス認証取得支援（Ｄコース）<br>３日間支援　／　費用：無料<br>国のレジリエンス認証取得に必要な申請手続きについての支援 |

| | |
|---|---|
| | ○【中小企業組合・その他】　セミナー・ワークショップへの講師派遣<br>　三井住友海上火災保険株式会社と大阪府との連携協定に基づき、専門家（コンサルタント）を講師派遣させていただきます。<br>　派遣料は無料です。<br>　地震を想定した模擬訓練（机上訓練）やＢＣＰ策定ワークショップなど、メニューのカスタマイズも可能です。<br>○【中小企業組合】　組合ＢＣＰの策定支援（専門家派遣）<br>　大阪府が支援機関を通じて専門家を派遣し、組合 BCP の策定等を支援いたします。 |
| 対象となる方 | 企業、中小企業組合、その他 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>大阪府　商工労働部　中小企業支援室経営支援課　企画調整グループ<br>TEL：06-6210-9499<br>○関連 URL<br>・ＢＣＰに取り組む中小企業を応援します！<br>http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/ |

## 地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

| No.40 | 北海道 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 企業立地促進費補助金（高度物流関連事業） |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 北海道内での高度物流施設の新増設に対する補助を行います。 |
| 制度の内容 | ○助成内容<br>対象要件、助成額は以下になります。<br>・対象要件<br>投資額２０億円以上、雇用増２０人以上<br>・助成額<br>新設の場合は投資額×１０％（限度額１０億円）<br>増設の場合は投資額×５％（限度額３億円） |
| 対象となる方 | ○対象業種<br>・高度物流関連事業<br>次の各号に掲げる要件を満たす施設において行う事業をいいます。<br>ア 収容能力が 5,000 ㎥以上有するもの。ただし、食品にあっては温度管理のため必要な冷蔵倉庫（3,000 ㎥以上の収容能力）を有するもの。<br>イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システム等など自動又は遠隔制御を行ういずれかの設備を有するもの。<br>ウ 取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するデータ交換システム等の設備を有するもの。<br>エ 流通加工の用に供する設備を有するもの。<br>オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システム等を有するもの<br><br>○対象地域<br>・道内全域（札幌市を除く） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>北海道　経済部　産業振興局　産業振興課<br>TEL：011-204-5328<br>E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp<br>○関連 URL<br>・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要<br>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm |

地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

| No.41 | 岩手県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 三陸鉄道の安全性の向上を図るため、三陸鉄道株式会社が実施する輸送設備等の整備に対し補助を行うものです。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>整備の実施については、「地域公共交通活性化・再生法」による「鉄道事業再構築実施計画」に基づき、国の重点的な支援制度を活用し、進めることとしています。<br>平成25年度より、鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対する国の補助率が1/3から1/2に拡充されたことにより、国1/2、県1/4、市町村1/4の補助率により補助を実施しているものです。<br>※財政力指数が0.46以上となった場合は、国の補助率は1/2から1/3となること。<br>○予算<br>6,284万円<br>○補助内容（助成率）<br>国1/2（1/3）、県1/4（1/3）、市町村1/4（1/3）<br>（※市町村の財政力指数によっては助成率を括弧内のとおりとする場合もあり）<br>○主な実績<br>平成30年度は保安通信設備（通信ケーブル更新）や線路設備（橋りょう改修）等の整備費を補助。<br>【取組イメージ】<br> <br>通信ケーブル更新<br> <br>橋りょう改修 |
| 対象となる方 | ○対象事業者<br>三陸鉄道株式会社 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>岩手県　政策地域部　交通政策室<br>TEL：019-629-5206<br>E-mail：ab0013@pref.iwate.jp |

## 地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

| No.42 | 埼玉県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 鉄道安全輸送設備整備費補助 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 地域鉄道として重要な役割を果たしている秩父鉄道の輸送の安全性向上を図るため、秩父鉄道(株)が実施する輸送設備の整備に対して補助を行うものです。 |
| 制度の内容 | ○予算<br>56,666 千円<br><br>○補助内容<br>対象事業費の 1/6 を上限とする。<br><br>○主な実績<br>平成 28 年度：23,333 千円　継電連動装置更新、重軌条交換<br>平成 29 年度：23,333 千円　継電連動装置更新、重軌条交換<br>平成 30 年度：23,333 千円　継電連動装置更新、重軌条交換 |
| 対象となる方 | ○対象設備<br>安全性の向上に資する設備の整備。継電連動装置の更新及び重軌条交換等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>埼玉県　企画財政部　交通政策課<br>TEL：048-830-2227<br>E-mail：a2220-03@pref.saitama.lg.jp |

## 地域の交通・物流を守り続けられる拠点を設けたい

| No.43 | 福岡県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 鉄道駅舎等耐震改修事業費補助金 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 震災時に避難場所や情報拠点となる主要ターミナル駅に対し、耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、駅の利用者の安全を守るとともに、災害時の拠点となる大きな駅から耐震工事を行うものです。 |
| 制度の内容 | ○平成３０年度予算<br>　８７，３３３万円<br>○補助内容<br>　耐震補強工事に要する経費の１／６。<br>○補助対象駅（平成３０年度）<br>　３駅<br>○条件等<br>　国が補助対象とした鉄道駅の耐震補強工事のみに対象を限定。また、地元市町村の補助額を補助上限額とします。<br>○主な実績<br>　平成 27 年度 ３駅（整備完了　１駅）<br>　平成 28 年度 ３駅　に対し補助を実施。<br>　平成２９年度 ３駅　に対し補助を実施。 |
| 対象となる方 | ○対象駅<br>　福岡県内の乗降客が一日平均１万人以上の高架駅であって、かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>福岡県　企画・地域振興部　交通政策課<br>　TEL：０９２－６４３－３６９３<br>　E-mail：kousei@pref.fukuoka.lg.jp |

## 外国人が安心して旅行できる環境を整えたい

| No.44 | 大阪府 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 外国人旅行者の安全確保に関する取組 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 外国人旅行者が、安心・安全に大阪の旅行や観光を楽しんでいただけるよう、災害時などに外国人旅行者自らが、身を守るために必要な情報を入手できる環境づくりと、その情報を活用して適切な行動につなげられるよう、観光施設や宿泊施設等における支援体制の構築を図るための取組を進めています。 |
| 制度の内容 | 1．外国人旅行者向けの「緊急時お役立ちポータルサイト」について<br>事故や災害、けがなど、緊急時に必要な情報を入手できるよう、災害情報や医療機関情報などを集約した「緊急時お役立ちポータルサイト」”Emergency”を運営しています。”Emergency”は公益財団法人大阪観光局が運営する観光情報サイト「Ｏｓａｋａ　Ｉｎｆｏ」に５言語で掲載しています。<br><br>2．「緊急時お役立ちポータルサイト」の外国人旅行者向け広報カードについて<br>外国人旅行者のための「緊急時お役立ちポータルサイト」を、広く外国人旅行者の皆様に知っていただくために、名刺サイズで QR コードの入った広報カードを作成し、府内の観光案内所等で配布しています。<br><br>3．「府内観光関連事業者向け 災害時における外国人旅行者 支援フロー（案）」について<br>災害発生から帰国に至るまでの間、外国人旅行者への支援が適当かつ円滑に行われるよう、関係機関の役割分担を整理するとともに、相互の連絡調整体制の構築を図ることを目的として、「府内観光関連事業者向け　災害時における外国人旅行者支援フロー（案）」を作成しました。関係機関や地域における外国人旅行者の安全確保策の検討の一助となるよう作成したものですので、参考としていただければ幸いです。<br>なお、「支援フロー（案）」については、今後国から示される新たな知見や地域の関係者等の意見も踏まえながら、適宜内容の見直しを行っていくこととしています。<br><br>4．大阪府内の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」について<br>大阪を訪れた外国人旅行者が不慮のけがや病気になった際に、スムーズに医療機関にアクセスできるよう、医療機関の協力のもと、外国人患者の受入れが可能な医療機関を選定しています。平成 31 年２月現在、府内の 56 の医療機関を選定しています。 |

| | |
|---|---|
| | ５．災害時の多言語支援体制について<br>　大阪府とＯＦＩＸ（公益財団法人 大阪府国際交流財団）では、大規模災害時における外国人に対する支援を円滑に行うため、大阪府災害時多言語支援センターを設置することとしています。<br>　災害時多言語支援センターの主な役割として、行政機関等が発信する災害情報などを集約・整理した後、翻訳作業を行い、順次、多言語でＯＦＩＸフェイスブック等に掲載。また、外国人被災者等からの問い合わせやさまざまな相談に、多言語で対応しています。<br><br>６．外国人のための防災ガイドについて<br>　大阪府及びＯＦＩＸ（公益財団法人 大阪府国際交流財団）では、地震に備えた外国人のための防災ガイドを９言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、日本語）で作成し、ホームページに掲載しています。 |
| 対象となる方 | 外国人旅行者 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>大阪府　府民文化部　都市魅力創造局　企画・観光課<br>観光環境整備グループ　TEL：06-6210-9314<br>観光振興グループ　TEL：06-6210-9331<br><br>大阪府　府民文化部　都市魅力創造局　国際課<br>国際化推進グループ　TEL：06-6210-9309<br><br>○関連 URL<br>http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/gaikokujinbousai/index.html<br>http://www.ofix.or.jp/accept/disastersupport.html |

地域で自立した食料供給に貢献したい

| No.45 | 京都府 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 直売所（京野菜ランド）拡大・強化事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 直売所（京野菜ランド）等を支援することにより、地元農産物の普及だけでなく、広域災害時における流通の混乱等に強い、地元独立型食料供給拠点の整備を図ります。 |
| 制度の内容 | ○事業実施主体<br>府内の農林水産物直売所を運営する農林漁業者が組織する団体等<br>○内容<br>(1)施設整備総合事業<br>・イートインコーナー、POS システム導入、販促イベント等に要する経費<br>（補助率：１／２、補助上限額：2,000 千円）<br>(2)食農体験強化事業<br>・農作業体験・調理体験等に要する経費<br>（補助率：１／２、補助上限額：1,000 千円）<br>(3)安心・安全強化事業<br>・残留農薬検査等に要する経費<br>（補助率：２／３、補助上限額： 200 千円） |
| 対象となる方 | ○対象<br>京野菜ランドへの登録を目指す直売所等<br>(1)施設整備総合事業<br>・採択要件<br>①「学ぶ」、②「食べる」、③「買う」の取組のうち 2 つ以上を継続的に実施すること、府内の農林水産業従事者により直接納入される府内産農林水産物の販売額又は取扱点数が総販売額又は総取扱点数の概ね８割以上を占めること　など<br>(2)食農体験強化事業<br>・採択要件<br>京野菜ランドの登録施設又は京野菜ランドに登録予定の農林水産物直売所であり、かつ、本事業にて整備した施設などを活用し、広く府民を対象とした食農体験を行うこと<br>(3)安心・安全強化事業<br>・採択要件<br>出荷者の８割以上が府内農林漁業者で構成されている有人販売の府内直売所であること |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>京都府　農林水産部　食の安心・安全推進課<br>　TEL：075-414-5656<br>○関連 URL<br>・京野菜ランドで「学ぶ・食べる・買う」で京都府産農林水産物の魅力を体感！<br>　http://www.pref.kyoto.jp/tisantisho/20151105.html |

地域で自立した食料供給に貢献したい

| No.46 | 岐阜県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **農地等の地域資源を守る共同活動の推進（多面的機能支払交付金）** |
| 制度の趣旨・背景 | 【農地維持支払活動支援】<br>地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援します。<br>【資源向上支払活動支援】<br>地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援します。 |
| 制度の内容 | ○予算<br>31 年度県予算額 13.5 億円（県 4.5 億円）<br>○補助率（国５０%、県２５%、市町村２５%）<br>【農地維持支払交付金】　田3,０００（県７５０）円／10a 等<br>【資源向上支払交付金】　共同活動　田1,８００（県４５０）円／10a 等<br>長寿命化　田4,４００（県1,１００）円／10a 等<br>○主な実績<br>農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。本県では、多面的機能の維持・発揮のため、県下25,212ｈａ(平成30年農地維持支払取組面積(見込))で地域資源の保全に資する共同活動が実施されました。<br>○対象となる活動<br>【農地維持支払交付金】<br>・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動<br>【資源向上支払交付金】<br>・水路、農道、ため池の軽微な補償<br>・植栽による景観形成、ビオトープづくり<br>・施設の長寿命化のための活動　等 |
| 対象となる方 | ○対象者<br>【農地維持支払交付金】<br>・農業者のみで構成されている活動組織<br>・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織<br>【資源向上支払交付金】<br>・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>岐阜県　農政部　農村振興課　農村支援係<br>TEL：058－272－1111（3174）<br>E-mail：c11427@pref.gifu.lg.jp |

## 災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

| No.47 | 徳島県 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）の公表 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 近い将来に発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるよう、農業分野での体制整備・対策を構築するため、「徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）」を平成２５年６月７日に、また「直下型地震編」を平成２９年３月１７日に策定しました。 |
| 制度の内容 | ○農業版 BCP の構成<br>・徳島県農業版業務継続計画（農業版ＢＣＰ）本体<br>南海トラフ巨大地震による大津波災害に見舞われた場合「農地や農業用施設の早期復旧」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示<br>・徳島県農業版業務継続計画（農業版ＢＣＰ）「直下型地震編」本体<br>中央構造線・活断層地震により甚大な被害を受けた場合の「農地や農業用施設の早期復旧」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示<br>・別冊「土地改良区 BCP 策定マニュアル」、「津波・塩害からの営農再開マニュアル」、「ため池緊急点検マニュアル」 |
| 対象となる方 | ○対象となる農業用施設<br>①排水機場：３８箇所<br>②排水樋門：４７箇所<br>③揚水機場：８３箇所<br>④取水施設（頭首口、堰）：１４箇所<br>⑤ため池：４９箇所<br>⑥農道（一般・農免農道）：５箇所<br>⑦用水路：３３箇所 |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>徳島県　農林水産基盤整備局　農山漁村振興課<br>TEL：088-621-2437<br>E-mail：nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.jp<br>○関連 URL<br>・徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の策定について<br>https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2013061200065/<br>・徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の改正について<br>https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2015112500223/ |

## 災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

| No.48 | 静岡県 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 土地改良施設ＢＣＰの普及 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 農業用水路などの土地改良施設は、農作物の生産に欠かせない施設であり、大規模地震等によりその機能に支障が生じると、農作物の生育被害が予想されるため、一刻も早く施設の機能復旧を図ることが必要となります。そのため、災害時などの危機に対して、土地改良施設を管理する農業者等の行動マニュアルとなる事業継続計画（BCP）の普及を図っています。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>「静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画モデルプラン」を策定（平成 24 年 3 月 26 日策定）し、講習会の開催や個別指導等により、施設管理者の計画策定を支援しています。<br><br>○実績<br>国・県が水利権を有する広域的な農業用水路等（土地改良施設）を管理する 11 団体で BCP を策定し、継続的に更新しています。 |
| 対象となる方 | ○対象団体<br>広域的な土地改良施設を管理している土地改良区等の団体 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>静岡県　経済産業部　農地局　農地整備課<br>TEL：054-221-3644<br>E-mail：nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp |

## 災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

| No.49 | 高知県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成２０ 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。 |

### 制度の内容

○事業概要、支援内容

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

| 区分 | タンク削減区分 | タンク整備区分 |
|---|---|---|
| 補助事業者 | 市町村 | 市町村 |
| 事業実施主体 | (1)農業協同組合<br>(2)リース事業を行う事業者 | (1) 農業協同組合<br>(2) 燃料販売を行う事業者<br>(3) 園芸ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体 |
| 事業内容 | 農業者が所有又は利用する園芸ハウスの加温用タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合（残るタンクには防油堤を設置すること）。 | 流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備する場合（タンクは防油堤に設置すること）。 |
| 補助対象経費 | 重油代替暖房機（木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ）の整備費（附帯設備を含む機器購入費及び設置費）<br>ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存既定価格を除いた額 | 流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備費（流出防止背装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む)、附帯設備及び設置費） |
| 補助対象限度額 | 3,000千円/10a | (1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合：1,300千円/基<br>(2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合：1,000千円/基<br>(3) 防油堤を整備する場合：300千円/基<br>(4) ハウスを減築する場合：300千円/基 |
| 補助率 | 県1/2以内、市町村1/4以上とする。<br>なお、国の産地パワーアップ事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/12以上とする。 | 県1/2以内、市町村1/3以上(特認1/4以上)とする。<br>なお、国の産地活性化総合対策事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/6以上(特認1/12以上)とする。 |
| | 県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 | |

○予算

平成 31 年度　10,492 万円

○実績（高知県燃料タンク対策事業費補助金）

平成 26 年度から平成 30 年度まで

重油代替暖房機の導入による燃料タンクの削減：173 基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：875 基

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>高知県　農業振興部　産地・流通支援課<br>TEL：088-821-4543<br>E-mail：160701@ken.pref.kochi.lg.jp<br>○関連 URL<br>・高知県燃料タンク対策事業<br>http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/2014051400328.html |

## 地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

| No.50 | 岐阜県 | 情報提供 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 県民のみなさんが火山への理解を深めるとともに、防災意識を高めていただくため、火山防災対策の啓発用の教材などを作成しました。 |
| 制度の内容 | ○火山噴火に備えた実践的な防災教育<br>・火山の危険性を正しく理解し、備えるための教材（火山を知る本）を作成し、地元市町村の小中学校へ配布<br>・火山を知る本は小学校１年生から３年生用／小学校４年生から６年生用／中学生用を作成<br> <br><br>○登山者の安全確保対策<br>・携帯版火山防災マップを作成し、登山者に対し配布<br>・携帯版火山防災マップには、携帯電話の通話可能ルート、噴火警戒レベル２・３の場合の防災対策、噴火時の現象、火山の全域図等を記載<br> <br> |
| 対象となる方 | ○火山を知る本の対象者<br>岐阜県内の小中学生<br>○携帯版火山防災マップの対象者<br>御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳の登山者 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>岐阜県　危機管理部　防災課　山岳遭難・火山対策室<br>TEL：058-272-1131<br>E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp<br>○関連 URL<br>・火山を知る本<br>http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/kazan-bousai/11115/kazan-text.html<br>・携帯版火山防災マップ<br>http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/kazan-bousai/11115/kazan-map-keitaiyou.html |

## 地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

| No.51 | 奈良県 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 土砂災害地域防災マップづくり |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 奈良県では、地域住民が中心になって「土砂災害地域防災マップ」を作成することで、地域の特性を活かした実践的な警戒避難のしくみ作りを話合い、より安全な地域づくりを目指します。<br>「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」を策定し、地域住民のワークショップ等による防災マップづくりを支援します。 |
| 制度の内容 | ○土砂災害地域防災マップづくりガイドラインの内容<br>1. 準備します<br>リーダー・メンバーの決定、必要資料・物品集め、ワークショップの計画<br>2. マップを作ります<br>地域での話し合い（ワークショップ）にて、避難先、危険個所などを調べてマップを作成<br>3. マップから考えます<br>地域での話し合い（ワークショップ）にて、マップを見ながら避難方法、災害の察知方法、災害発生時の役割分担を決定<br>4. マップを使います<br>マップを使用した避難訓練、訓練結果を反映したマップの改善<br> <br> |
| 対象となる方 | ○対象<br>市町村、自治会等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>奈良県　県土マネジメント部　砂防・災害対策課<br>TEL：砂防災害係 0742-27-7514<br>TEL：災害防止係 0742-27-8521<br>○関連 URL<br>・土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン・事例集<br>http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/sabomapdukuri/ |

## 地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

| No.52 | 島根県 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 地域防災ワークショップの開催 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 地域住民が、まち歩きによって、身の周りの危険箇所などを発見したり、避難経路を確認し、地域の津波避難計画を策定することで、地域防災の向上を支援します。 |
| 制度の内容 | ○ワークショップにて「まち歩き」による津波避難計画の点検<br>実際に選定した避難経路、津波避難場所を中心に現地を歩き、机上で選定・抽出した情報等が安全かどうかの確認を行い、必要に応じて「津波避難計画」を修正します。また「まち歩き」の際には、車イスでの避難路の検証や防災行政無線が聞こえることの確認、５分間で移動可能な距離の体感等も実施します。<br> |
| 対象となる方 | ○対象者：<br>地域住民（小学生以上の方） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>島根県　防災部　防災危機管理課<br>TEL：0852-22-5885<br>E-mail：bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp<br>○関連 URL<br>http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/bosai_shiryo/tsunami_keikaku_kaitei.html |

## 森林を保全することにより防災力の向上を図りたい

| No.53 | 岩手県 | 森林整備 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 森林・山村多面的機能発揮対策事業 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組を支援します。 |
| 制度の内容 | ○助成内容<br>1．地域環境保全タイプ：里山林保全 16 万円/ha<br>竹林整備 38 万円/ha<br>2．森林資源利用タイプ：16 万円/ha<br>3．森林機能強化タイプ（歩道・作業道等の作設等）：1 千円/m<br>4．資機材整備：1/2 以内（一部 1/3 以内）<br>※3～4は、1又は2と組み合わせて実施<br>○予算<br>2,860 万円（国費、県費、市町村費の総額）<br>○条件等<br>規約等必要、森林所有者との協定締結等<br>○主な実績<br>平成 29 年度実績　地域環境保全 835ha<br>森林資源利用 143ha<br>平成 30 年度実績　地域環境保全 952ha<br>森林資源利用 136ha |
| 対象となる方 | ○対象者<br>地域協議会（活動組織） |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>岩手県　農林水産部　森林整備課<br>TEL：019-629-5785<br>E-mail：AF0011@pref.iwate.jp |

## 環境にも配慮した地域活性化を図りたい

| No.54 | 北海道 | 補助金等 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | **地域づくり総合交付金【再掲】<br>（生活環境整備・地域づくり事業）** |
| 制度の趣旨・背景 | 「地域づくり総合交付金」は、北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成 22 年度からスタートした制度です。<br>地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援するものです。 |
| 制度の内容 | ○事業内容<br>市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。（このメニューについては、ソフト系事業のみ対象）<br>○交付限度額 |

| 事業主体 | 上限額 | 下限額 |
|---|---|---|
| 単一市町村 | 500 万円 | 50 万円 |
| 一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 | 1,000 万円 | |
| 総合振興局長・振興局長が適当と認める者 | 300 万円 | 10 万円 |

| | |
|---|---|
| 対象となる方 | ○交付対象者<br>総合振興局・振興局長が適当と認める者<br>※本道では、１４の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。<br>○交付対象事業<br>地域環境サポーター支援事業、地域景観形成事業、地球環境保全・創造事業 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>北海道　総合政策部　地域振興局　地域政策課<br>TEL：011-206-6404（直通）<br>○関連 URL<br>・地域づくり総合交付金<br>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm |

## 海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい

| No.55 | 宮城県 | その他 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を受けた海岸防災林の再生にあたり，古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生や，災害防止機能を有する海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚を図るため，住民等の参加・協働による次世代へ継承される森林づくりを推進します。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>海岸防災林（民有林）の再生にあたり，ＮＰＯや民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を推進するため，以下の３点を目標に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を実施するもの。<br>目 標<br>(1) 次世代に継承される森林づくりの推進<br>(2) 海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生<br>(3) 海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚<br>○活動対象林<br>活動対象森林は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。<br>○条件<br>再生される海岸防災林が十分な災害防止機能を発揮できるよう，一定の条件（植栽樹種，本数等）に従って植栽及び保育等を行うものとし，活動にあたっては，県及び市町と民間団体等の３者で協定を締結するものとする。（県有防災林を活動対象とする場合は，県及び民間団体等の２者で協定を締結することができる。）<br>○実績<br>延 38 団体、約 137ヘクタールで協定を締結済み（平成 30 年 12 月 31 日現在） |
| 対象となる方 | ○対象者<br>団体の目的・運営に関する規約及び善良な管理を行う資質と体制を有する民間団体等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>宮城県　水産林政部　森林整備課　治山班<br>TEL：022-211-2923<br>E-mail：sinseic@pref.miyagi.lg.jp<br>○関連 URL<br>http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/minmori.htm |

## 環境にやさしい再生可能エネルギーを導入したい

| No.56 | 栃木県 | 融資・税制優遇 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 再生可能エネルギーの導入促進に資する融資制度【再掲】 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に対する支援を行います。 |
| 制度の内容 | ○概要<br>「栃木県環境保全資金」により、中小企業者等が再生可能エネルギー発電施設を設置する事業に融資を行います。<br>○予算<br>２億円<br>○支援内容<br>再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策や災害に強い地域づくりを推進するため、再生可能エネルギー発電施設を設置する中小企業者等を、長期・低利の資金融資により支援します。<br>所要経費の９０％以内で、５００万円以上１億円以下の範囲で融資します。 |
| 対象となる方 | ○融資の対象となる事業<br>再生可能エネルギー源（太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力）による発電施設（自家消費を含む）の設置。<br>○資金を利用できる事業者<br>次のいずれにも該当する中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めた方。（中小企業団体にあたっては、１を除く。）<br>１ 栃木県内で、原則として１年以上引き続いて現在の事業を営んでいる<br>２ 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する<br>３ 県税を滞納していない<br>４ 事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない（知事がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。） |

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>栃木県　地球温暖化対策課　計画推進担当<br>TEL：028-623-3186<br>E-mail：chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp<br><br>○関連 URL<br>・栃木県環境保全資金（再生可能エネルギー発電施設設置）のご案内<br>http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozennsikinhatudennsisetu.html |

## 災害時に、燃料流出による二次災害の発生を軽減したい

| No.57 | 高知県 | 補助金等 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助【再掲】 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成２０ 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。 |

### 制度の内容

○事業概要、支援内容

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

| 区分 | タンク削減区分 | タンク整備区分 |
|---|---|---|
| 補助事業者 | 市町村 | 市町村 |
| 事業実施主体 | (1)農業協同組合<br>(2)リース事業を行う事業者 | (1) 農業協同組合<br>(2) 燃料販売を行う事業者<br>(3) 園芸ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体 |
| 事業内容 | 農業者が所有又は利用する園芸ハウスの加温用タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合（残るタンクには防油堤を設置すること）。 | 流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備する場合（タンクは防油堤に設置すること）。 |
| 補助対象経費 | 重油代替暖房機（木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ）の整備費（附帯設備を含む機器購入費及び設置費）<br>ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存既定価格を除いた額 | 流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備費（流出防止背装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む)、附帯設備及び設置費） |
| 補助対象限度額 | 3,000千円/10a | (1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合：1,300千円/基<br>(2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合：1,000千円/基<br>(3) 防油堤を整備する場合：300千円/基<br>(4) ハウスを減築する場合：300千円/基 |
| 補助率 | 県1/2以内、市町村1/4以上とする。<br>なお、国の産地パワーアップ事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/12以上とする。 | 県1/2以内、市町村1/3以上(特認1/4以上)とする。<br>なお、国の産地活性化総合対策事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/6以上(特認1/12以上)とする。 |
| | 県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 | |

○予算

平成 31 年度　10,492 万円

○実績（高知県燃料タンク対策事業費補助金）

平成 26 年度から平成 30 年度まで

重油代替暖房機の導入による燃料タンクの削減：173 基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：875 基

| | |
|---|---|
| 問い合わせ先など | ○所管<br>高知県　農業振興部　産地・流通支援課<br>TEL：088-821-4543<br>E-mail：160701@ken.pref.kochi.lg.jp<br>○関連 URL<br>・高知県燃料タンク対策事業<br>http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/2014051400328.html |

## 被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい

| No.58 | 兵庫県 | 技能提供・人材派遣 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支援の名称 | ひょうご防災特別推進員制度<br>（ひょうご安全の日推進県民会議事業） |
| 制度の趣旨・背景 | 地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進し、県民の防災力の向上を図るため、建築士、防災士等の地域の防災専門家を「ひょうご防災特別推進員」として登録し、派遣する事業を実施します。 |
| 制度の内容 | ○事業概要<br>防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営の助言、ワークショップなどを行う「ひょうご防災特別推進員」を自治会や自主防災組織、学校等に派遣します。<br><br>【ひょうご防災特別推進員の活動内容】<br>○防災講義・防災訓練<br>・家具等の転倒防止、住宅の耐震化、兵庫県住宅再建共済制度<br>・防災訓練の企画・運営、阪神・淡路大震災の教訓　など<br>○自主防災組織の活性化<br>・自主防災活動に関する防災講義<br>・ワークショップ、危険箇所マップづくり等<br>・津波、豪雨災害等に備える避難訓練<br>○実績<br>平成 30 年度派遣件数：205 件（但し、1 月末現在） |
| 対象となる方 | ○対象者<br>自主防災組織、自治会、学校、企業、その他各種団体等 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>ひょうご安全の日推進県民会議事務局<br>（兵庫県企画県民部災害対策局消防課内）<br>TEL：078－362－9819<br>E-mail：shoubouka@pref.hyogo.lg.jp<br>○関連 URL<br>http://19950117hyogo.jp/kyouka/agent.htm |

## 津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい

| No.59 | 高知県 | 規制緩和 |
|---|---|---|

| 支援の名称 | 津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築に対する市街化調整区域における開発許可の規制緩和 |
|---|---|
| 制度の趣旨・背景 | 南海トラフ地震から県民の生命を守るため、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築等に対する開発許可の規制緩和を行うものです。 |
| 制度の内容 | ○条件等<br>・津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日（平成 24 年 12 月 10 日）以前から居住していること<br>・津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと<br>○転居先の土地等<br>・津波浸水予測区域外であること<br>・津波浸水予測区域公表日以前から本人又は 3 親等内の親族が所有する土地（同一市町内の転居は購入した土地も可）<br>・専用住宅に限る（ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可）<br>・敷地面積は 500 平方メートル以内であること |
| 対象となる方 | ○対象者<br>発災時に自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者名簿答載者及び市町長が認めた者）<br>○対象地域<br>高知広域都市計画区域内の南国市、香美市、いの町の市街化調整区域<br>※中核市である高知市は除かれます。 |
| 問い合わせ先など | ○所管<br>高知県　土木部　都市計画課<br>TEL：088-823-9849<br>E-mail：171701@ken.pref.kochi.lg.jp<br>○関連 URL<br>・市街化調整区域における開発許可の規制緩和について<br>http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2014102200129.html |

# 索引


| （関係府省庁別） | 施策No. | ページ |
|---|---|---|
| 内閣府 | | |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震改修促進税制（住宅・建築物）） | 5 | P12 |
| 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 | 13 | P23 |
| 都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保 | 18 | P28 |
| 地域データセンター整備促進税制 | 28 | P49 |
| 準天頂衛星システムの開発・整備・運用 | 33 | P58 |
| 地方拠点強化税制 | 34 | P61 |
| 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置 | 37 | P68 |
| 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置 | 39 | P70 |
| 護岸・係留施設の耐震改良に係る支援措置 | 40 | P71 |
| 鉄道施設の耐震補強（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 41 | P72 |
| 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 51 | P89 |
| | | |
| 総務省 | | |
| 危険物施設の震災等対策ガイドライン | 1 | P5 |
| 非常災害時における危険物の貯蔵・運搬（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン） | 2 | P6 |
| 地域データセンター整備促進税制 | 28 | P49 |
| 災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク整備支援事業） | 29 | P50 |
| 災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク災害対策促進税制） | 30 | P52 |
| 難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進（民放ラジオ難聴解消支援事業） | 31 | P54 |
| 地上基幹放送ネットワークの整備を推進（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業） | 32 | P56 |
| 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置 | 39 | P70 |
| | | |
| 厚生労働省 | | |
| 社会福祉施設等の耐震化 | 19 | P33 |
| 医療施設の耐震化等 | 20 | P34 |
| | | |
| 農林水産省 | | |
| 省エネ再エネ高度化投資促進税制 | 23 | P41 |
| 木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業 | 25 | P43 |
| 官民連携新技術研究開発事業 | 45 | P79 |
| 多面的機能支払交付金 | 46 | P80 |
| 土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化 | 47 | P82 |
| 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策 | 48 | P83 |
| 木材産業・木造建築活性化対策のうち中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材 | 49 | P84 |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策 | 50 | P85 |
| | | |
| 経済産業省 | | |
| 災害対応型SSの整備及び能力強化（災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費） | 21 | P39 |
| 次世代燃料供給体制構築支援事業費 | 22 | P40 |
| 省エネ再エネ高度化投資促進税制 | 23 | P41 |
| 災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 | 24 | P42 |
| コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 | 26 | P44 |
| 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置 | 35 | P62 |
| 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置 | 39 | P70 |

| （関係府省庁別） | 施策No. | ページ |
|---|---|---|
| 国土交通省 | | |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震対策緊急促進事業） | 3 | P9 |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業） | 4 | P10 |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震改修促進税制（住宅・建築物）） | 5 | P11 |
| 老朽化マンションの建替え等の促進 | 6 | P12 |
| 密集市街地の改善に向けた対策の推進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等） | 7 | P14 |
| 主要駅周辺等における帰宅困難者対策（都市安全確保促進事業） | 8 | P16 |
| 地下街の防災対策の推進（地下街防災推進事業） | 9 | P17 |
| サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援（サスティナブル建築物等先導事業） | 10 | P18 |
| 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進（災害時拠点強靱化緊急促進事業） | 11 | P21 |
| 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度 | 12 | P22 |
| 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 | 13 | P23 |
| 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 14 | P24 |
| 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置 | 15 | P25 |
| 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置 | 16 | P26 |
| 特定地域都市浸水被害対策事業 | 17 | P27 |
| 省エネ再エネ高度化投資促進税制 | 23 | P41 |
| 港湾における津波避難対策の実施（特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務（港湾）】） | 34 | P63 |
| 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置 | 35 | P64 |
| 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置 | 36 | P65 |
| 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置 | 37 | P66 |
| 非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保（民有護岸等の改良に対する支援制度） | 38 | P67 |
| 鉄道施設の耐震補強（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 39 | P68 |
| 鉄道施設の戦略的維持管理・更新（鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 40 | P69 |
| 地下駅等の浸水対策（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 41 | P70 |
| 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 48 | P83 |
| | | |
| 環境省 | | |
| 省エネ再エネ高度化投資促進税制 | 23 | P41 |
| コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 | 27 | P45 |

| （支援方法別） | 施策No. | ページ |
|---|---|---|
| 補助金等 | | |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震対策緊急促進事業） | 3 | P9 |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業） | 4 | P10 |
| 密集市街地の改善に向けた対策の推進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等） | 7 | P15 |
| 主要駅周辺等における帰宅困難者対策（都市安全確保促進事業） | 8 | P17 |
| 地下街の防災対策の推進（地下街防災推進事業） | 9 | P18 |
| 防災性に優れた業務継続地区の構築（国際競争業務継続拠点整備事業） | 10 | P19 |
| サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援（サスティナブル建築物等先導事業） | 11 | P20 |
| 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進（災害時拠点強靱化緊急促進事業） | 12 | P22 |
| 特定地域都市浸水被害対策事業 | 17 | P27 |
| 社会福祉施設等の耐震化 | 19 | P33 |
| 医療施設の耐震化等 | 20 | P34 |
| 災害対応型SSの整備及び能力強化（災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費） | 21 | P39 |
| 次世代燃料供給体制構築支援事業費 | 22 | P40 |
| 災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 | 24 | P42 |
| 木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「地域内エコシステム」構築事業 | 25 | P43 |
| 地域防災計画に避難施設等として位置づけられた民間施設への再エネ・蓄エネ等設備の導入支援 | 27 | P45 |
| 災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク整備支援事業） | 29 | P50 |
| 難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進（民放ラジオ難聴解消支援事業） | 31 | P54 |
| 地上基幹放送ネットワークの整備を推進（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業） | 32 | P56 |
| 港湾における津波避難対策の実施（特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務（港湾）】） | 36 | P67 |
| 鉄道施設の耐震補強（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 41 | P72 |
| 鉄道施設の戦略的維持管理・更新（鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 42 | P73 |
| 地下駅等の浸水対策（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 43 | P74 |
| 鉄道の豪雨対策（河川橋りょう、斜面） | 44 | P75 |
| 官民連携新技術研究開発事業 | 45 | P79 |
| 多面的機能支払交付金 | 46 | P80 |
| 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策 | 48 | P83 |
| 木材産業・木造建築活性化対策のうち中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進定着事業 | 49 | P84 |
| 合板・製材・集成材国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策 | 50 | P85 |

| （支援方法別） | 施策No. | ページ |
|---|---|---|
| 税制優遇 | | |
| 住宅・建築物の耐震化の促進（耐震改修促進税制（住宅・建築物）） | 5 | P12 |
| 密集市街地の改善に向けた対策の推進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等） | 7 | P15 |
| 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 | 13 | P23 |
| 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 14 | P24 |
| 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置 | 15 | P25 |
| 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置 | 16 | P26 |
| 省エネ再エネ高度化投資促進税制 | 23 | P41 |
| コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 | 26 | P44 |
| 地域データセンター整備促進税制 | 28 | P49 |
| 災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進（放送ネットワーク災害対策促進税制） | 30 | P52 |
| 地方拠点強化税制 | 34 | P61 |
| 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資にかかる税制上の措置 | 35 | P62 |
| 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置 | 37 | P68 |
| 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置 | 38 | P69 |
| 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置 | 39 | P70 |
| 護岸・係留施設の耐震改良に係る支援措置 | 40 | P71 |
| 鉄道施設の耐震補強（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）、鉄道施設総合安全対策事業費補助） | 41 | P72 |
| 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置 | 51 | P89 |
| 高規格堤防整備事業の促進に係る特例措置 | 52 | P91 |
| | | |
| 情報提供 | | |
| 危険物施設の震災等対策ガイドライン | 1 | P5 |
| 非常災害時における危険物の貯蔵・運搬（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン） | 2 | P6 |
| 老朽化マンションの建替え等の促進 | 6 | P13 |
| 準天頂衛星システムの開発・整備・運用 | 33 | P58 |
| 土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化 | 47 | P82 |
| | | |
| その他 | | |
| 都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保 | 18 | P28 |

国土強靱化に資する民間の取組促進
施策集

平成３１年４月

発　行　　内閣官房 国土強靱化推進室
連絡先　　〒100-8968
千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第８号館
TEL：03－6257－1775